

(第六部)  
第一百九十六回 參議院文教科學委員會會議錄第十五号

第一百九十六回  
國會

平成三十年六月十二日(火曜日)  
午前十時開会

午前十時開會

委員の異動  
六月八日

六月十二日 足立敏之君 赤池誠章

補欠選任

補欠選任

出席者は左のとおり。

理事

委員

法務大臣官房司 法法制部長	小出	邦夫君
外務大臣官房国 際文化交流審議 官	宮川	学君
文部科学省生涯 学習政策局長	常盤	豊君
文部科学省初等 中等教育局長	高橋	道和君
文部科学省高等 教育局長	磯谷	義本
文部科学省研究 開発局長	佐伯	博司君
文部科学省国際 統括官	川端	桂介君
スポーツ庁次長	今里	
文化庁次長	中岡	
国土交通大臣官 房審議官	山口	
公益財団法人東 京オリンピック・パラリン ピック競技大会 組織委員会副事 務総長	幸彦君	
参考人		
本日の会議に付した案件		
(○)政府参考人の出席要求に関する件		
(○)参考人の出席要求に関する件		
(○)教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査		
(児童生徒の通学時における荷物の重量化に関する件)		
(公益財団法人日本漢字能力検定協会の運営に関する件)		

(外国人児童生徒に対する日本語指導に関する件)

(教育機会確保法制定後の夜間中学に対する取組状況に関する件)

(科学研究費助成事業における学問の自由の保障に関する件)

(いじめの重大事態への教育委員会の対応に関する件)

(原子力損害賠償に係る裁判外紛争解決手続の在り方に関する件)

(二〇一〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる諸課題に関する件)

(スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案(衆議院提出)

○平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○スポーツ基本法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(高階恵美子君)　ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る八日、足立敏之君が委員を辞任され、その補欠として赤池誠章君が選任されました。

○委員長(高階恵美子君)　政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官平垣内久隆君外十六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聽

取ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高階恵美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高階恵美子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長布村幸彦君を参考人として出席を求めるに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高階恵美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高階恵美子君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○小野田紀美君 おはようございます。小野田紀美です。

文化財保護に関して、せんだつてより様々議論があつたところではあります、もちろん、文化財を保護、活用していくこと、とても大切です。歴史的な価値のあるものをしっかりと保護し守つていく、大切な文化も非常に価値ある大切な文化芸術だと思つております。早くですが、資料一枚目を見ていたいと思いますが、資料の一つを買って、それを再生産のための外国人意識調査というので内閣府がアンケートを取っているんですねけれども、何と何となんですよ。洲だと七五%が漫画、アニメ、ゲーム。アジアは五六%。北米一三%、低いように思つんで

すけれども、北米って割とばらけていまして、二位がアニメ、漫画、ゲーム。ここまで実は海外の中からは漫画、アニメ、ゲームというのはすさまじい評価を受けておりまして、実際これが、興味を持つたきっかけから今興味を持っているものになるとちょっと変わつてくる部分もあるんです

が、その漫画、アニメ、ゲームをきっかけに興味を持って、そこから歴史的な文化であるとかライフスタイルとか、そういうところに興味が移つていい、その全てのきっかけが実はこれだけ評価されているというような数字が出ているんですね。二〇一五年にイギリスの大英博物館、ここで「マンガなう」という展覧会が開催されまして、大英博物館で漫画の展覧会という自体もすごいことなんですけれども、約一か月間の展示で来場者が数が九万七千人超え、約十万人、何と大英博物館のルーム3というその部屋の中では入場者が歴代五位というのをたたき出した。実は、大成功を受けて、また大英博物館では、もっと大々的に日本の漫画をもう一回展覧会しようかといふような声も出ているという話を聞いております。

しかし、これだけ海外で評価されているんですけど、なかなか肝腎の日本では、海外の作品、絵画とか彫刻とか、そういうのを何とか入れたと纳得なのに、いざ日本の漫画をそうしていこうとなると、何で漫画なんかにお金使うんだと言わってしまう、日本の文化なのに何か冷たいなというふうな風がまだあるなというふうに感じています。

江戸時代、あつたじゃないですか。焼き物を輸出しようとしましたときに、当時の……(発言する者あり)済みません、江戸時代は生きていないですけれども、焼き物を輸出したい、何かいい包み紙はないかなといったときに、当時大衆文化だったおりまして、サブカルチャーとかポップカルチャーやとか、そういった文化も非常に価値ある大切な文化芸術だと思つております。

昔、党においてますときにコンテンツ議連というのをつくって、コンテンツの基本法というのを議員立法で作りましたけれども、そのときにも、コンテンツという言葉を片仮名で法律にしようとする、最初は、あれは参議院の法制局か衆議院の法制局か忘れましたけれども、そういうのは法律用語にならないんですけど、そのを何とか入れたというのが大分昔のことです。

もう私自身も、個人的には余りサブカルチャーというの、サブですから、メインがあつてですね、そうではなくて、まさに委員がおつしやったようなポップカルチャーとかコンテンツということで堂々と、また最近はメディアアートという言葉もございますが、こういうことでしっかりと評価をしていかなければならぬと、こういうふうに思つておりますが、このメディアアートはやはり海外でも高く評価されて、委員からお話をあつたように、我が国への理解や関心を高めておるわけございます。

私も新海展へ行つてまいりましたが、例えば「君の名は。」は中国や韓国を始めとする海外でも記録的な人気を博しておりますが、また「NAR

UTO」、平成二十六年に完結した漫画作品ですが、海外での累計発行部数七千五百万部以上と驚異的な数字をたたき出しているわけでござります。

文化庁で、北米における、ローマ字のMANGAですね、漫画事情の調査と動向分析や、内閣府の知的財産戦略推進事務局が実施したクールジャパンの再生産のための外国人意識調査、こういうところから見ますと、やはりストーリーが面白い、秀逸なストーリー展開、それからやっぱりキャラが立つということでしょうか、魅力的なキャラクター、それからやはり絵ですね、高い画力、こういうものがやはり評価をされていると、こういうふうに認識をしております。

○小野田紀美君 いろいろ本当、御説明いただけますね。数字に出ているん

大臣、そこで、なぜこんなにも日本のこのポップカルチャーが評価されているのか、文科省としては分析されているのかどうなのかというのは分からないですけれども、大臣の所感をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) この表を見て私なんかは、日本製品が三%しかないと、ソニー、パナソニックというもう時代ではなくて、やはりアニメ、漫画、ゲームと、こういうことなんだなと改めて再認識をさせていただいたところでございま

す。

大臣がおつしやつてくださったように、ストーリー展開とか絵の高い画力、キャラが魅力、それももちろん評価されているところなんですけれども、あと、先日、イタリア文化会館でイタリアの

漫画家と日本の漫画家がワークショップというので一緒に話をしようというのがあつて、そこには、日本と日本の漫画家がワークショップといふて一緒に話をしてみたんですけど、そこで分析の

一つは、日本の漫画はとにかく裾野が広いと。すごく多種多様なものがあるからこそ、その中で切磋琢磨してその高いクオリティーといふものができているんじやないか、その裾野の広さが日本の強みだよねという話もイタリアの漫画家さんがされていましたのもありました。

先ほどおつしやつていただいた高いクオリティーももちろんなんですけれども、今そこは若干ちよつと、日本のものだけというか、搖らぎつもあつて、クリエーターさんの労働環境、アニメ業界もそうですが、かなりつらい中でちょっと人材が流出しているところもあるんですよ、こ

れは今日話しませんけれども。

例えれば、艦これって御存じですか、艦隊これくしょん。誰もうなづいてくれないんですけど、艦

これつていう日本のちょっとと大ヒットしたゲームがありまして、それと似たような感じでアズールレーンというのが今すごくはやっているんですけど、それ中国が開発したんですよ。昔は日本にしか作れないと思っていたようなものが、人材の流れとか様々な中で、同じようなクリエイター、若しくはそれを超えるようなクリエイターのものを作られ始めているというのも現実であるので、そこだけではそろそろ戦つていけなくなるかもしれません。もつとクリエイターさんを大切にしなくてはという政策とともに、もう一つ、中国とかには絶対できることがあるんです。それこそが表現の自由なんですよ。

日本の漫画がどうしてこんなにも評価されるかといつたら、本当に自由なんですね。いいもの悪いものも自由だからこそ、言語のローカライズをして外にアニメを出したりしているんですけども、それともにカルチャーライズといって、文化に合わせた改変というのもしていく。これは海外に配慮するのが当たり前ではありますけれども、海外の人からは、厳しい規制でカルチャーライズされたものじゃなくて日本のそのものが見たいという声もあるぐらい、本当に日本の包容力、寛容性、そして多様性というのはどこよりもそういうのがある国なんだなというふうに思います。

うんだったら、このグラフが全く成り立たないでしょし、もうちょっとそろそろそういう不ガーディアーキャンペーンやめていただけないかなと思つているんですが、ちょっとこれは外れるので、また改めてこの辺に関してはじっくりやつていきたいと思いますけれども。

これ、性表現だけじゃないんですよ、表現の自由というのは。実はもう一個事件がありまして、小学館のコロコロコミックである漫画が掲載されたんですけども、その、モンゴルからチングス・ハンを侮辱しているような漫画だということでクレームがあつた事件を覚えていらっしゃいますでしょうか。最初に言っておきます。私は、あんまりもありませんが、これに対し、外務省と文科省、それぞれどういう対応をされたのか、教えてください。

○政府参考人(宮川学君) 二〇一八年の二月二十三日でございますが、在京のモンゴル大使館から外務省に対しまして御指摘いただいた事案について抗議がございました。これを受けまして、外務省からは、当該雑誌の出版社小学館に対しまして、モンゴル側から外務省に対する抗議があつた事実を伝達させていただいております。

○政府参考人(中岡司君) 当該出版物につきましては、民間の出版社による出版物でございまして、その内容等につきましては一義的には出版社の自主的な判断に委ねるべきものと考えておりまして、文化庁では特段対応はしておりません。

○小野田紀美君 ここで、私は、先ほど言つたように、この漫画で誰かの大切なものを侮辱することが許されることではないと思いますが、しかしながら、我が国は、いいも悪いも含めて表現の自由をしっかりと守っているはずなんですよ。それは、人にとってのいいが誰かにとっての悪いにもなりかねない、それを一方的な正義感で何かをしないから表現の自由を守っているんですねけれども。

これ、国の機関がやつたわけでも公共機関が

やつたわけでもなくて、民間の企業が出したもの

に対し、外務省さんはモンゴルからクレームがございました。憲法二十一条で表現の自由が保障されただけども、國から、おい、他國からクレーム來たんだけどどうなつてあるんだというふうに問合せというか、そういう報告があつただけでも、あれ、これいけないことなのかな、國からとがめられたのかなと思つてしまふと思うんですね、これが、だつて民間企業ですから。

そのとき、私は、外務省さんに言つてほしかつたんですよ。お気持ち分かります、モンゴルさんと。お気持ちは分かりますけれども、我が國は、いいも悪いも、さつき文化庁さんがおつしゃったように、表現の自由は民間に認めていて。だから、お気持ち分かるんですけれども、文句があるなら直接言つていただけますかと、これに國は介入しませんというふうに私は言つてほしかつた

し、これが嫌な前例つくっちゃつたんですよ。何か気に入らない表現が日本の漫画であつたら、国に文句言えば取り次いでくれる、むしろ國が代わりに言つてくれるぐらいの、私はとてもない前例をつくつてしまつたんじゃないかというふうに非常に思つております。

これに対して文科省さんも、おっしゃるとおり、文化で民間のことですから、文科省としては特に何もしていません、それ正しいんですけども、文化に対して外務省さんがそういうふうな動きをしたことに對して、ちょっと待つてくれと、うちはそういうスタンスで文化を守つているんだから外務省さんそういうことしないでくれよといふうに、これは一言、二言あってもよかつたんだと思うんですけれども、その辺、文化庁さん、どう思われますか。

○政府参考人(中岡司君) 文化庁といたしまして、外務省の御判断については申し上げる立場にはございませんが、昨年六月に改正されました文化芸術基本法の前文におきましては、旧来の「文化芸術活動を行う者の自主性を尊重」に加えまし

く認識し」という文言が新たに追加され、表現の自由の重要性について明文化されたところでござります。憲法二十一条で表現の自由が保障されおりましては、公共の福祉に反しない限り最

大限に尊重されるべきものと考えております。

○小野田紀美君 そう思つてくださつてゐるわけですし、後で言おうと思つていましたけど、文化芸術基本法に改正でしつかり前文にも表現の自由の重要性が書かれているのであれば、外務省がしたことだからというふうなのではなくて、そこは連携をすごくしてほしいと思うんですね。

今、クールジャパン推進の中で、クールジャパン戦略は成長戦略だと、文化は成長戦略だというふうに海外に売り出していこうとおつしゃつてゐるわけじゃないですか。でも、こんなふうに日本

と海外では表現の自由のあんばいも違うし、どこがどう攻撃されるかも分からんんですよ。海外に持つていくときはカルチャライズをして気を付けて、なるべく皆さん、怒らせないよう、そういうものを持っていきましょうということはできるんですけれども、この一番最初に見ていただいた資料のように、それがきっかけとなつて日本に興味を持ちました、ほかのものも見てみたないと、今はインターネットとかで幾らでも国内のもの引きずり出せる時代ですから、そうなつたときに、何だこれは、けしからぬじゃないかというふうに攻撃を、クールジャパンとして出れば出るほどたたかれる危険性は増えると私は思つています。

○政府参考人(宮川学君) ありがとうございます。

クールジャパンの推進も含めまして、多様な日本文化の魅力を海外に発信していく、そして対日本理解を促進していくことは、日本の文化外交の上で重要な柱でございます。

一方で、國によつては文化とか宗教の違いによつて、一般に受け入れられる内容は様々であることも事実でございます。日本文化の海外発信を考える際、今後、諸外国の文化的背景にも考慮をしながら進め、しかしながら、こういった文化的背景を超えるような誤解であるとか、不当な若しくは不適切な批判等が認められる場合は、適切な反論をしていくという対応が基本になると認識しております。

今後も、各國ごとの事情をよく踏まえながら、対日理解の促進、それから海外における親日派、知日派の育成を通じまして、日本の國益を増進していくけるように、日本文化の多様な魅力を海外に発信できればと考えております。

○国務大臣(林芳正君) このクールジャパンの推進を通じて幅広い分野にわたる優れた日本文化の魅力を世界に発信し、対日理解の醸成とか我が國の経済成長につなげると、これは大変重要なことであると思っております。

思つたら、外に出てください、世界に広げてください、でも守りませんつて、それはちょっと、こらえてやつてくれぬかなというふうに思うんです。

そうした中で、今外務省からもありましたように、国によつてはこの文化芸術の表現について、は、それぞれの文化、宗教、国民性等の違いによって受け取られ方が異なることもあつて、冗談が通じないという場合もあるうかと、こういうふうに思いますので、一定の配慮が必要となる場合があると思いますが、しかし、やはり海外から圧力があつた場合には、この表現の自由、これは憲法で保障されているわけでござりますし、文化芸術基本法の理念、こういうものを踏まえて、文化芸術活動を行う者の自主性と表現の自由、これを十分に尊重するということが必要であると考えております。

てやろうとか、そういうようなことがあってはいけないんですね。良きも悪きも含めて表現の自由なのだというこの日本のすばらしい懐の深さ、世界に冠たる表現の自由の国、日本として、絶対に圧力には屈さないというふうにお約束をいただきたいなと思います。そして実は、ICT教育に関するとしてもじっくり話を遠隔授業に対してもしたかたんですけれども、「めんなさい」、ちょっともう一件、最近表現の自由に関してありますて、取り上げないわけにはいかない事件があつたので、ちょっととお話を、それで行きます。

先ほど大臣のお話にもありました「君の名は。」、大ヒットしましたね。そこで「前前前世」とかを歌つていらっしゃったラップダンススマ

す。好きと言える自分でいたいし言える国であつてほしい。そう言って書いた曲なんですね。決して、どこを見ても侮辱的な言葉であるとな差別的な言葉であるとか何かを批判するようなことというのは、一つも入っていないんです。ただだれがいいとい、誇らしい、その思いを言つただけでしきからぬといつてたたかれて謝罪に追い込まれるというのが一件や二件では実は最近ないんではなくね。表現の自由の国どこ行つたよと、ちょっと悲しくなつています。

もちろん侮辱とかはしてはいけないことだけれども、何かを好きだということは、愛するといふことが、表現の自由が許されない国なんですよ。

きな課題ではないかというふうに認識をしております。

○小野田紀美君 時間が来ております。自由には責任が伴います。おっしゃるとおりです。だけれども、まず……

○委員長(高階恵美子君) 指名があつてから発言をお願いします。

時間が参つておりますのでおまとめください。

○小野田紀美君 恐縮です。

自由には責任が伴いますけれども、やはり人々が自由に発信できるすばらしい国であるように、是非ともこれから文化庁さん、外務省さん、よろしくお願ひします。

終わります。

に配慮することは当たり前のことだと思います。私が申し上げているのは、それをきっかけに、例えは、この前来たイギリスのBBCの女の人がいたに乗り込んでき、日本ではこんなものがある、けしからぬというような、外に出すときいやなくて、知られれば知られるほど中に入つてこれられる可能性もある中で、土足で人の文化に入り込んできて文句を付けられたときに、そこで毅然とした態度を取つていただけるかというところなんです。

クールジャパン推進、うれしいことなんですがれども、常に心配なのは、中にいる身でも分かつてゐるんですよ、いいものもあるしひどいものもあります。だけど、そのひどいものというのはあくまでも私の感性でひどいものなのであって、それが私がひどいと思うからといって表現を規制していくのではないと思つてるので、海外していくときの配慮、もちろんです、だけど、中に入り込まれたときにきちんと守つてあげられるといふような状態というのは整えていただきたいなというふうにお願いを申し上げたいなと思います。

特に、オリンピック・パラリンピックがあります。中に外国人の方がたくさん入つてきたときに、これはけしからぬと、これは国連で問題にし

んの歌が今非常にたたかれております。近くはゆずさんとか椎名林檎さんもたたかれたんですけど、「HINO MARU」という歌を作られました。どうもサッカーワールドカップの主題歌として作られようとしていたものもって、国旗に対する、その選手が思いを誓い合うといううなイメージもあつたんぢやないかとアーティスツの今井先生がおっしゃつていたんですけれども、歌詞を読んでみても、ああ、もう普通にこの国が好きだという、みんなで一つになろうといふような歌だなと思うんですが、これが例えば日出づる国が愛國的だと、日出づる国なんて聖帝太子のときから日出づる国の天子つて言われているけどなどかいろいろ思うんですけれども、そういう歌詞の節々を取つて、これは愛國の歌だと、けしからぬ、そもそも愛国がけしからぬ 자체が意味が分からないんですけれども、愛國の歌だ、けしからぬとすごい炎上しまして、謝罪に追い込まれました。私はこれ謝るべきではなかつたと思うし、この歌を発表する前に彼がこういうふうに書かれていたんです。日本に生まれた人間にして、いつかちゃんと歌にしたいと思っていました。いろいろ略しますけど、僕は、この国のことと右も左もなく歌いたいと思いました。自分が生まれた国をちゃんと好きでいたいと思っていきました。いろいろ略しますけど、僕は、この国のことと右も左もなく歌いたいと思いました。自分が生まれた国をちゃんと好きでいたいと思っていました。

○国務大臣(林芳正君) 実は我々は知名度が低  
んで、ギインズでも「日本に生まれてよかつた」  
という曲を、これは都倉俊一先生に書いていたんだ  
いたんですが、セカンドアルバムに出しましたほど、  
全くたたかれておりませんが、まあそれ  
ちょっとどうでもいい話でございましたけれども。  
  
この表現の自由というのは、歴史をひとく  
と、やはり公的な権力から圧力が加わる、こうな  
うことに対する自由を保障する、これが自由の理  
念であつたんだろうと、こういうふうに思いま  
して、今御指摘の例は必ずしもそういうことではな  
くて、ネットの世界の中でそれを聞いておられま  
すが、ネットの特徴としてそれが炎上という現象  
になつてしまつ、ここがネットが誕生する前と  
ちよつと違つてきたのかもしれないなど、こうい  
うふうに思つておりまして、いわゆる、そういう  
場合の自由をどう、自由はもちろん憲法上保障さ  
れているわけですが、それを、どう保障されてい  
る自由を確保するかというのは極めて難しい問題  
でありますので、そこは、何といいますか、憲  
とか、先ほど言いました芸術基本法ということとの  
中で書かれている自由をこの新しい時代にどうま  
応させていくか、こういうことになつていく、十

れども、八キロを超えているという結果になつております。また、三年生については平均で七キロということで、最大で十一キロと、五キロというと米袋ぐらいですけれども、非常に大人であつても重たい荷物を小学生が持つて通学をしているという結果でございます。

ランドセルの絵が描いてあります。ランドセルだけではなくて恐らく絵の具のセットとか習字とか樂器とかいろいろな荷物を含めてのことなのかなというふうに思つておりますけれども、こういった調査について、この記事を見ますと、調査に关心を持った文部科学省教科書課の職員の求めに応じ、結果は全て報告しましたというような記載もございます。

こういう問題が指摘をされているということについて、文科省としては認識をしているでしょうか。また、この子供たちの荷物の重さ、一体どれくらいなのかとか、そういうことについて把握をしているか、お尋ねします。

○政府参考人(高橋道和君) お答え申し上げま

児童のランドセルが過度に重いのではないかといつた御指摘や報道があることは承知をしておりますが、文科省といたしましては、児童生徒のランドセルやかばんなどの重さについては、その重さが過度であるかどうかも含めて把握をしているものではございません。

一般に、授業で用いる教科書その他の教材について、どの教材を持ち帰らせ、どの教材を学校に置いて帰らすかについては、各学校において児童生徒の発達段階や学習上の必要性、また通学上の負担などの実態を考慮して判断されるものと認識をしております。

○佐々木さやか君 この記事の中でも、各学校によつて異なると。ただ、子供たちの健康という観点からも、やはり改善が個別の学校に任せられるだけではなく必要ではないかという問題意識もあるというふうに承知をしております。

この報道によりますと、教科書会社にインタ

ビューやつぱり、先ほど申し上げたような小学校一年生で五キロとかそれ以上というような重たい荷物を持って毎日通学しなければならないというと、保護者の皆さん始め子供たちの健康面の不安といふのが大きいわけですから、こういった子供たちの健康ということは、現在、学校ではどのよう把握をして、必要な対応を行つてあるのか教えてください。

○政府参考人(高橋道和君) 文部科学省といたしましては、各学校において個々の児童生徒等の発達段階や心身の状況等に応じて児童生徒の保健指導を適切に実施いただくよう、児童生徒等の健康診断マニュアルの作成、配付を行つております。

このマニュアルの中では、児童生徒のランドセルやかばんの重さに関する記載そのものはございませんけれども、学校における日常的な健康観察の視点として、歩行、立ち上がり、姿勢、運動時の不自然な動きについて注意することといたしております。また、健康診断においては、脊柱並びに胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態を検査し、背骨が曲がっているか、腰を曲げたり反らしたりするなど痛みがあるかななど、児童生徒の四肢の健康状態について確認することとしております。

やはり学校現場、各先生による個別の対応といふことになるかもしれませんけれども、やはり

不安の声には丁寧に応えていただければというふうに思います。

この荷物が重くなっている一因の一つ、先ほどA4判で大判化されているということでありま

すし、それから、カラーで大変見やすい教科書づくりをしていただいているということで、紙質も

りとか、そういったことから重くなっているといふことがあります。

また、学習指導要領の改訂等を重ねていく中で、授業自体も学ぶ教科書の分量というのも増えてきたという現状もあるというふうに承知をしておりますけれども、こういった教科書の重くなりをさせていただいているということで、紙質も

くらに対応できるようないなものになつていていたりとか、そういったことから重くなっているといふことがあります。

また、学習指導要領の改訂等を重ねていく中で、授業自体も学ぶ教科書の分量というのも増えてきたという現状もあるというふうに承知をしておりますけれども、こういった教科書の重くなりをさせていただいているという点について、例えば軽量化ができないのかとか、それから、もし分厚い教科書なのであれば分冊にするとか、いろんな工夫の仕方があるのではないかと思うんですけども、こういった工夫というのはできないんでしょ

うか。

○政府参考人(高橋道和君) 現在小中学校で使用されている教科書のページ数を今一つ前の指導要領に基づく約十年前の教科書と比較すると、小中学校いずれにおいてもページ数では約30%の増加ということになつております。

また、御指摘いただきましたように、近年、教科書は大判化の傾向にあるということで、例えば十年前の小学校ですとB5が九割であつたんです

が、今はB5は六割弱ぐらいになつて、その分A5とかA4変形とかA4とか、そういった少し判型の大きな教科書が増えておりまして、単純にその面積だけで平均すると、この辺では7%ぐらい十年で大判化が進んでいるといったようなデータ

もございます。

これらの理由でござりますけれども、教科書發行者の創意工夫の下で、一つには学習指導要領の

改訂によって教育内容が増加した、それへの対応ということで、それから、児童生徒の学びやすさやユニバーサルデザイン等に配慮した教科書の記述やレイアウトの工夫、こういったことが行われていることがページ数の増や大判化の傾向の理由ではないかと考えております。

一方で、教科書発行者におきましては、教科書が重くなり過ぎないよう紙自体の軽量化を図るといったこと、また、必要に応じて教科書を上下巻に分ける、こういった工夫が行われているものと承知をしております。

○佐々木さやか君 御説明があつたように、読みやすい教科書、分かりやすい教科書ということを工夫をしていただいているということもありますので、あとは軽量化するために学習内容を削るというわけにもいきませんので、単純に教科書を軽量化ということはなかなか難しいのかもしれません。それに加えて、御相談いただいたような声に基づきますと、教科書だけじゃないと。例えば習字道具とか絵の具とか、ピアニアでしたかね、そういうものを一気に持つていかなきやいけない、といったような楽器もございますけれども、そういう事情もあるようあります。中には、絵の道具を学校では筆とかを洗えないのに都度家に持ち帰るという、こういう指導をしているところもあることになります。

私は、自分のことを思い出すと、学校にロッカーがあつて、そういう習字道具なんか全部置いていたような気がするんですけども、そういうところもだんだんと方針が変わつてきているのかなと思つております。

この荷物の重さという問題について、先日、地元の小学校のある先生にも聞いたんですけども、やっぱり問題意識としては持つていて、ただし、いわゆる置き勉、勉強道具を学校に置いていくということは、その私が話を聞いた先生の小学校では認めていないと。どうしてですかと聞きまつたら、学校に置いていくことで盗難に遭つたりとかいたずらに遭つたりとか、そういう

た危険もあるし、とにかく置いていくとどうしようと認められないんですけど、こういうことでございました。

あと、いわゆる置き勉を認めるべきかというところに関連して、家庭学習、教科書とかノートとかそういうものはしっかりと持つて帰つて家庭で学習をするという観点からも置き勉を認めるべきではないという考え方もあるようなんですがれども、この置き勉を認めるかどうかについては学校によって対応が変わるようにござりますけれども、家庭学習の観点というところからは文科省としてはどのような見解をお持ちなんでしょうか。

○政府参考人(高橋道和君) 小学校教育の早い段階で学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、宿題や予習、復習など家庭での学習課題を適切に課すなど家庭学習も視野に入れた指導を行なうことは重要だと考えております。

しかしながら、授業で用いる教科書その他の教材について、どの教材を持ち帰らせ、どの教材を学校に置いて帰らせるかについては、基本的には各学校において、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担などの実態を考慮し適切に判断されるものと認識しておりますので、この置き勉について文科省として特段の決まりを定めているものではありません。

○佐々木さやか君　ただ、やはり実際に現場からもこういう声があつて、悩んでいらっしゃる保護者の方とが現場の先生もいらっしゃるわけであります。先ほど紹介した私の地元の学校の先生は、教科書を置いていってはいけないという話の中で、教科書はいただいているものなので、無償で国からいただいているものなので盗難などがあつてはならないのでということで、管理をしつかり家でするように指導していますということでしたけれども。

この教科書の無償化については非常に大事なんとなんですが、何というか、無償化でもらった教科書を大事にしていただくのはすごくいいことだけれども。

と思うんですけれども、それによつて仮に子供たちの健康が損なわれては、何というか、本末転倒というか非常に残念なことでありますので、やはりますは、本来はこうのことについてきちんと実態調査を行つていただき、各学校の判断ということではありますけれども、できる限り置き勉強を、置き勉強のよくな対策、置き勉強に限らないかもしませんけれども、対策を取るよう、文科省の方から私は考え方を示すべきではないかといふに思うんですけれども、大臣はどのようにこの問題についてお考えでしようか。

○國務大臣(林芳正君) 授業で用いる教科書その他の教材について、どの教材を持ち帰らせてどの教材を学校に置いて帰らせるか、これは先ほど局長から答弁もあつたところですが、やはり各学校において、児童生徒の発達段階、それから学習の必要性、また通学上の負担などの実態を考慮して判断されるものであると、こういうふうに考えております。

我々としては、各教育委員会等に対して、各学

であります。通学路の安全を確保していくためにも対策を進めていくことが重要だというふうに思っております。

そこで、国交省さんにお聞きしますけれども、この空き家対策の必要性、取組についてと、そなからこの管理とか除去についてはいろいろとやってきていただいてると思うんですけども、これからはそもそもその発生を防ぐということも細点として重要ではないかなと思っているんですけれども、が、この点について国交省の見解を伺います。

○政府参考人(山口敏彦君) お答えいたします。

我が国が本格的な少子高齢化、人口減少を迎える中、空き家対策につきましては今後も更なる増加が見込まれており、その対策は喫緊の課題であると認識しております。また、空き家対策においては、地域の実情に応じて除却すべきものは除却し、活用できるものは活用することが重要でございます。こうした中、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成二十七年五月に全面施行され、国といたしましては、地方公共団体が行なうべき家の余印、活用等に対する支援等を行つて、

点から、相続により生じた古い空き家を除却等して譲渡した場合の所得税等の特例措置を創設したことろでございます。

引き続き、こうした取組を通じまして、空き家の解消や発生予防に努めてまいりたいと考えてございます。

○佐々木さやか君 ちょっととこちらの都合で一問飛ばさせていただいて、次、内閣府さんですかね、にお聞きしますので、よろしくお願ひします。

今御説明いただいたように、発生を防ぐといふところも今後重要なになってくるのかなと思います。国交省さんからあつたように、相続の時点で注目をして、そういうところに施策を行っていくといふこともそうでありますし、私が今後重要なになつてくるのではないかなど思うのが教育の観点でございます。

住教育という言葉がございます。これは住む教育というふうに書きますけれども、各地で少しづづですけれどもセミナーなども開催をされておりまして、家について考える、学ぶということであ

るところでござります。

また、空き家を利活用する取組といたしましては、持家としての流通を促進する観点から、消費者が安心して購入できる物件に対し標準付与を定め、安心R住宅制度をこの四月より開始したところでございます。また、賃貸住宅として活用する観点からは、民間の空き家、空き室を活用する新な住宅セーフティーネット制度の取組も始めたいところでございます。

さらに、御指摘いただきましたように、こういった空き家対策の前段階として、空き家の滋生を予防することも大変重要であると考えてござります。一般的に空き家は相続によって発生するケースが多いことから、相続前に将来の財産管理制度を相談支援する専門家の育成や相談体制の整備などに対しまして、支援制度を今年度新たに創設したところでございます。また、平成二十八年度度制改正におきまして、空き家の発生を抑制する制

りますが、例えばハウスメーカーの研究員の方で  
すとか、それから日本庭園の優秀な技術者の方と  
か建築士さんとか、それから家事の研究家の方な  
んかが講師を務めてこの住教育のセミナー等が開  
催をされております。これは、家について学ぶと  
いうことで、例えば木材とか建築についての知識  
とか、それから次世代に受け継いでいくいい家、  
健康な家というものはどういうものなのかな?とい  
うなことを学ぶ機会になるそうです。  
確かに、住宅というのは非常に高い買い物なんで  
すけれども、自分の家について、自分の家の材料が  
がどういうものなのかとか、どれぐらいの寿命  
で、どういう段階でどんな手入れが必要なのかと  
か、そういうところまでなかなか詳しく述べてい  
る人というのは多くないのではないかなど思いま  
す。こういう、消費者というか住む側が、自分  
家がどういうものでいつまで使えるのかとか、そ  
ういったことを学んでいく、知つていくということ

点から、相続により生じた古い空き家を除却等して譲渡した場合の所得税等の特例措置を創設したことになります。

とは、今後、先ほど説明にもあった、例えば中古住宅の流通市場の活性化とか、そういう良質な中古住宅を流通させていく観点からも私は重要なのかなと思っております。

こういう住教育でございますが、内閣府さんにお聞きしたいのは女性活躍の観点であります。住教育というのは、そういう建物の造りとかについて学ぶだけじゃなくて、非常に幅広く内容があります。まして、例えば、家の中の片付けとかそういうことはメンテナンスのうちに学びますし、それから、家というものは家族構成にも非常に深く関わります。自分の家について学ぶということは、自分の家庭について考える、それから地域について考えていくということです。

ある住教育のセミナーではこういうことを学ぶそうですねけれども、家の中の人間関係というのは家族であって、また家の中の仕事というのは家庭ですと。こういったことに家族で取り組んでいく中で家族のコミュニケーションが活発になって、そういった中から、例えば大人から子供が学んでいくことで自己肯定感の向上につながります。いろいろなことに、自分が家庭の中の仕事に取り組んでいくことで自己肯定感の向上につながります。こういった話もセミナーの中でされると、女性活躍の観点というところで申し上げると、今申し上げたように、家族の仕事、要するに家事をそれぞれ家族が役割を持って行っていくとか、こういったところを学ぶことになりまして、かそれから、女性活躍の観点といふところでも思つていています。これは子供たちにとっても、そして大人にとっても非常に重要ではないかなと思います。

そして、例えば高齢者の方が、この住教育を通して空き家についての鑑定の資格を学んで、取得をしていただけて、そして地域で空き家対策に活躍するという例もございます。ですので、生涯を通じてこの住教育というのは、その方自身の活躍のためにも、また地域の発展のためにも重要ではないかと思っているんですけれども、生涯学習としての住教育を是非応援していただければと思いますが、これまでの議論等を聞いていた大だくことにつながるのではないかと、このよう思つてているんですけども、内閣府さん、是非こういう女性活躍の観点からもこの住教育という

ことに関心を持つていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(渡邊清君) 内閣府の男女共同参画局でございます。

○先生御指摘のとおり、住教育は家庭、地域を考

えることにつながり、また、家族の仕事の分担で

すとか、それから家族のものを問い合わせるといつ

て非常に大事な教育であると考えております。住

教育を通じまして、住まいを慈しみ、また住まい

を取り巻く地域への目を向けるという、そういう

たきつかけとなり、ひいては、男性の家事、育児

への参画ということも促進されていくことが期待

されるのではないかと思います。

我が国において女性活躍を更に進めていくため

には男性の家事、育児等への参画促進が不可欠で

ありまして、引き続き、男性の育児休業取得促

進、男性の家事、育児への参画についての国民全

体の機運醸成に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。是

非、この普及の応援をお願いできればと思いま

す。

大臣にちょっと御感想を伺いたいんですけど

も、今申し上げたように、この住教育というこ

と、まだ余り知られていないかななどというふうに

思つてます。これは子供たちにとっても、そ

して大人にとっても非常に重要ではないかなと思

います。

そして、例えば高齢者の方が、この住教育を通じて空き家についての鑑定の資格を学んで、取得をしていただけて、そして地域で空き家対策に活躍するという例もございます。ですので、生涯を

通じてこの住教育というのは、その方自身の活躍

のためにも、また地域の発展のためにも重要では

ないかと思っているんですけども、生涯学習と

しての住教育を是非応援していただければと思いま

すが、これまでの議論等を聞いていた大だくこと

に思つてゐるんですけども、内閣府さん、是非よろ

しくお願ひいたします。

○國務大臣(林芳正君) 今、佐々木先生からお話をありましたように、この住教育、家庭生活とか地域への愛着などにつながる大事な教育であると考

えております。

大臣の前段階の学校教育でございますが、小中

高を通じて、発達の段階に応じて家庭科等で住生

活に関する学習を行つておるところでございま

す。新指導要領において、例えば、安全や環境に

配慮した住生活とまちづくり、日本の住文化の繼

承、創造について考察し、工夫すること、こう

いうことが、これ高等学校の家庭科でございます。

が、記述があるところでございます。

こうした学校での学習を踏まえて、今度大人に

なりますと、公民館等の社会教育施設において成

人、高齢者等を対象に、例えば、これ神奈川の藤

沢の例ですが、住環境と健康について考えようと

か、京都の宇治市では高齢期の住環境と、こう

いったテーマを設定しまして、住まい、住環境に

関する講座等が行われているところでございます。

今後、住教育の普及推進に取り組んでおられる

国土交通省等の関係省庁と連携を図りながら、社

会教育の場において大人に対する住教育を行つ機

会を広げていくことが大事であると考えております。

して、各都道府県教育委員会への行政説明時にこ

ういうことを紹介するとか、公民館主事とか

社会教育主事等、社会教育関係者への研修機会等

を通じて事例を紹介する、また、そのほか、社会

教育関係団体が行つ全国大会等で住教育の事例紹

介や重要性を伝える取組を実施すると、こういう

取り組を通じてしっかりとやつてまいりたいと思つております。

○佐々木さやか君 力強い御答弁いただきまし

て、誠にありがとうございます。

その地域のためにも、非常に御自身のためにも

役に立つと思いますし、冒頭申し上げたように、

長い目で見ますと、空き家の発生の防止というこ

とにもつながつていくと思いますので、是非よろ

しくお願いいたします。

○佐々木さやか君 向さん、亡くなつた方の御遺族と友人五人の方と

私はお会いをしてきました。皆さんにいろいろ話

を聞かせていましたが、漢検協会在籍時に漢検役

員や幹部職員からやはりパワー・ラスマントを受

けていた状況や、それを御遺族や友人にお話もさ

れていたと。そして精神的に追い込まれてうつ病

を罹患された後、弁護士に相談して漢検協会と交

以上で終わります。ありがとうございました。

○大島九州男君 国民民主党の新緑風会、大島九

州男でございます。

今日は、日本漢字検定能力協会の理事長さんに出席をお願いをしたわけでございますけれども、

その出席がかなつておりますので、ちょっと質疑というよりは、なかなか答えを得られないよう

なことが多いと思いませんから、なにかと多くあるんではないかと思いますから、

特に内閣府においては、私が聞きたいことをしつかりと聞き留めて、また漢検に確認するなり問合せをしていただくようなることが多いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初の質問は、前回の委員会のときに副大臣がおっしゃっていました漢検の理事長の発言、委員会でのそこのある発言について確認をしていただくということがあります。確認を

していただきましたでしょうか。

○副大臣(田中良生君) 先週の七日木曜日に委員会に對しましてこの高坂理事長の答弁の趣旨を質

問して、今現在、引き続き確認中であります。

で、委員に御報告できるよう協会と今やり取りを進めさせていただいているところであります。

で、できるだけ速やかにこの発言の趣旨を確認し

て、委員に御報告できるよう協会と今やり取りを進めさせていただいているところであります。

○大島九州男君 中身が中身だけに、委員会で

きつちりと説明をした話ですから、回答をきちんと

していただきたいというふうに思つてゐるんで

すが、前回私は質疑の中でも言いましたが、亡く

なられた方の主張が違うというふうに思つて

いたけれども、私自身もまずその確認

をしていましたけれども、私はお会いをしてきました。

皆さんはいろいろ話を聞かせていましたが、漢検役

員や幹部職員からやはりパワー・ラスマントを受

けていた状況や、それを御遺族や友人にお話もさ

れていたと。そして精神的に追い込まれてうつ病

を罹患された後、弁護士に相談して漢検協会と交

涉をしていた事実もありましたし、アルコール依存症になつて生活が乱れていた経緯なんかもお聞かせいただきました。そして、陳述書がありましたが、それも、その陳述書に書いてあることは、ああ、客観的に私が聞いてもそうだなというふうに思つた次第であります。

高坂理事長は当時、漢検協会の常勤の理事であり理事長だったと。この陳述書を知らないということはないんだと思う。それは何でかというと、漢検協会が原告となつて提訴した訴訟において提出されたものですから、当然、それは理事長は職務上その訴訟についてちゃんと監督する責任があつたわけでしょうから、当然、裁判所に出されたそういう資料を見ていないとか知らないということはちょっと信じ難いなと。

もし平成二十四年一月五日に江向さんが陳述書

を提出した時点で、理事長としてそのパワーハラの

実態について真摯に調査したり是正措置を行つていれば、平成二十六年の六月二十六日にお亡くな

りになつたんですけども、自ら命を絶つことは避けられた可能性も低くなかったんじゃないかな、私はそのように受け止めているわけであります。

この陳述書で、江向さんと同様な状況に追い込

まれて退職をしたという方もいらっしゃるんです

ね。そういうことを鑑みますと、漢検協会には労働基準法など各種労働法令を遵守するための法

令を遵守するような委員会とかを内部に設置され

て、そういうことをやられているのかどうか、お

聞かせてください。

○政府参考人(相馬清貴君) お答え申し上げま

す。

委員御指摘の点につきまして協会に確認したと

ころ、協会は労働基準法等の法令を遵守して法人運営を行つてることでございました。

具体的には、弁護士あるいは公認会計士である監事による監査や監査法人による外部監査を受けているということです。また、法人の内部的なガバナンスを担保するために内部統制室を設置し、職員が内部通報窓口を通じて法律事務所

に連絡できる体制も整えているとのことでございました。

○大島九州男君 じゃ、そういう内部統制室とい

う部署があつてコンプライアンスを管理していることではないんだと思う。それは何でかというと、

ことはないんだと思つた。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

も取引先の社員に対して強い圧力を掛けている

ので、約三十年間、株式会社JSOLというところ

に勤務をして漢検協会の担当をしておりました。

平成二十七年八月二十七日付けの陳述書を提出し

したことに対し、漢検協会からJSOLへ抗議が

あつたため漢検協会の担当を外されて、その後い

づらくなつて定年まで二年を残して平成二十八年

三月に退職した、その取引先の従業員の方もい

らっしゃるんですね。

これは、漢検協会の理事や幹部職員、まさにコ

ンプライアンスを担当する内部統制室の職員まで

検は納得いく説明をしていないわけですよ。

それで、まだまだおかしいのは、この応募申請書にその足立さんという職員、漢検の職員でもないのに名前を連ねている理由について、これ裁判で答弁書が出ているんですけど、この足立さんは、漢検協会の職員であるかのような名簿が作成されていました。それはなぜかと聞いたら、京都市からのお望に基づくものだったと。これ、裁判の記録にあるんですよ。被告の足立さんというのが職員であるかのような表示をした名簿を、何でそういうのがあるのかと言つたら、京都市との打合せ会議に被告の足立さんが出席できるように求められたからと、こういうのも裁判でやり取りがあるんです。これも不思議でしようがない。

この入札の主体者である京都市が応募者に自分の、何か、この人を入れてくださいなんて言って、そしてなつか三千五百円もするような高い、その足立さんというのは自分のNPOでは七百三十八円ぐらいで契約をしている当の本人ですよ。これまた不思議ですよね。そしてまた、この京都市の契約をした教育委員会の委員長さんという人が、後に漢検協会の理事に就任するわけですよ。これも不思議でしようがない。

受験料を値上げして、五万人も受験者が減つて、六億九千万もの利益を上げ、その使い道はまさしく無駄遣い、公益法人としてはあり得ないお金の支出をしている。これは、客観的に事実を見ると、これはおかしいよねと。だから、漢検に説明を求めているにもかかわらず、忙しいから来れませんといふうならまだ分かりますが、前回の委員会で説明を尽くしたので説明する必要はないといふうなことで出席をしなかつたと。このインターネット中継で漢検の関係者の方も聞かれてると思うんでしょけど、まあそういうことがよく言えたなど、この委員会に。私はもう客観的にそう思うわけあります。

以上のように、漢検協会は、志願者が減少し続け収入が減る一方、先日も言いました、電話の入

替え費用に一億円、システム開発費で八億八千

万、本部ビル建設費で二十三億と多額の投資を行つて、それによつて赤字決算を計上して、結果的に赤字を理由に受験料を値上げしている。こういうおかしな経営をしてることに対し、私は率直に疑問を投げかけ、質問をしたいということでお話しますか。

○副大臣(田中良生君) 今るる委員の方からお話をがありました。

詳細な事実に関しては、現時点において内閣府としては詳細に対しても把握をしていない状況であり、コメントは差し控えさせていただきたいと思いますが、先般、委員からの御指摘がありまして、点について協会の方にも確認をさせていただきます。

いずれにいたしましても、内閣府としては、この外部調査委員会による調査、これを注視してまいりたいと、そのように考へているところであります。

○大島九州男君 それでは、まず、その第三者委員会の名簿、誰がやつて、いるのかを提出をしていただきたいということと、前回も言いましたが、委員会で虚偽とも取れる答弁をしているわけですから、これは、委員長、是非この文教科学委員会として、文科委員会として、参考人として出席いただくことを要請をいたします。

○委員長(高階恵美子君) 後刻理事会で協議いたします。

質問時間が、申合せの時間參つております。おまとめください。

○大島九州男君 はい。

というところでござりますので、是非内閣府は

です。

早速、今お配りしております資料の一の一、御覧ください。法科大学院の志願者が十一年連続で減つて、いるという記事であります。十年前の二〇%になつてしまつたそうです。

司法改革による司法試験合格者年間三千人構想の下、大学から法科大学院という仕組みをつくったのは文科省であります。志願者が減つているということは文科政策として魅力がないということになります。そして、それは直接この国の将来の三権の一翼が弱体化する、市民の権利を守る機能が低下するということにつながります。

減少の理由は複数の要因かと思ひますけれども、資料一の四を御覧ください。法学部在学学生に、法曹志望、つまり法科大学院に行くなどに当たつての不安や迷い、断念の理由について聞いたアンケートによれば、法科大学院自体への不安、ほか、経済的な理由が②と⑤に挙げられておりまます。特に、進路を決める四年次以上については五三・五%の学生が、⑤司法修習の一年間、貸与制の下で給与の支給を受けられないを挙げている状態です。合格率への不安や適性への迷いならない知らず、経済的な理由で断念するという状態はどうなのかというふうに思ひます。

戦後六十五年間、日本国憲法の下では、裁判官、検察官、弁護士など法曹三者は全てが国民の基本的人権を守る司法の担い手であることから、一年間の修習期間中はアルバイトも禁止されていました。しかしながら、二〇〇四年、国は財政難を理由に、議論を尽くさないまま、修習中の給費はなし、申請する者に対しては最高裁が貸し付ける貸与制の導入を決定しました。資料一の二を御覧ください。二〇一一年から、実際に六十五期と言われる修習生から貸与制は開始されました。給費制の成り立ちは、そもそも国の責務として多様な法曹人を養成することが目的であるとして生まれたものだし、修習専念義務を課しておいてこれはやっぱりおかしいよといふことで、昨年、七十一

期から貸与制を一部残しつつも給付金を支給する

制度が復活いたしました。

しかし、貸与制の期間に司法修習を受けていた方々、いわゆる谷間世代と言われているそうですけれども、一万一千八十三人、これらの方々は法曹全体の今四分の一に当たるそうですけれども、その方々への措置は何らされておりません。資料一の三は給費制と貸与制の場合の経済状態を比較しております。これまこと不条理な状態であります。

資料一の二の下の写真は、今年のお正月明けに谷間世代に届いた通知というか催促状のようありますけれども、来月、七月二十五日が初の返還日であることが通知されました。恐らくマスコミでも、この件、七月二十五日には報じられると思いますけれども、それがどういったメッセージ性を持つのか。三権の一翼を担う志を立てた若者が、その使命や重要性、公共性に悩むことはありますけれども、それがどういったメッセージ性の世代の断念に苦しめられる姿はどう映るのか、ますます法曹を志す若者を減らすことにならないか、現役法曹人の落胆を生まないか、危惧するところであります。

大臣、これ谷間世代がふびんだからと不公平だからといふ世界觀を通り越して、これはどうやってこの国の権利保障を実現する人材を確保するのかといふうな話につながつてくるというふうに思います。早急にこの返還期限の延期、それから谷間世代への抜本的な是正策を講じる必要があると思いますけれども、御所見をお聞かせください。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。委員御指摘の従前の貸与制の下で司法修習を終えた、いわゆる谷間世代の司法修習生に対する救済措置につきましては、修習給付金制度の制度設計の際にも検討されたところでございますが、既に修習を終えている者に対し、国の財政負担を伴う事後的な救済措置を実施することについて國民的な理解を得ることは困難だと考えられること

や、また仮に何らかの救済措置を実施するといったとしても、従前の貸与制下において貸与を受けない者等の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題もあるというところでござります。

従前の貸与制下で貸与を受けた司法修習生につきましては、災害、傷病、その他やむを得ない理由によって返還が困難となつた場合や、返還が経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由がある場合には、最高裁判所に対しても個別に貸与金の償還期限の猶予を申請することが可能とされております。このような事由が認められない場合にまで償還期限の延期や猶予を一律に行う必要性、合理性は認められないというふうに考えているところでございまして、この谷間世代の司法修習生に対しまして、立法措置により何らかの救済措置、償還期限の延期でありますとか根本的な救済策を講じるということは考えていないというところでございます。

本語指導員及び母語、母国語の支援員の派遣など、地方自治体が行つておられる取組を支援する補助事業、また、外国人児童生徒等の教育を担う教師の資質、能力の向上のための研修等に関するカリキュラムの開発を実施をしておるところでございます。

○伊藤孝恵君

昨日の新聞にも、外国人児童生徒の増加を背景に、来年度から海外の日本人学校で教育実習を受けられるようになりますと、教育職員免許法施行規則を改正するというような報道もありまして、文科省も課題感を持つていらっしゃるんだなというふうに思いました。

また、義務教育以上に深刻なのが、彼らの高校進学の問題であります。日本で生きていく上で高校卒業資格は取つておきたいけれども、日本語が不自由な子供たちにとって入学試験は大きなハードルでありますし、義務教育ではないので家計の負担も重くなります。日本語は複雑だし、日本の学校制度も大変複雑である。進学希望者は増えているのに、都立高校では外国人特別枠が削減されるなど、状況はむしろ悪化しているということです。

今後、どのように彼らに教育という社会で生き抜く力というのを授け、働いて、また税を納める生活者になつてもらうのか、文科政策というのは大変重要なかと思われますけれども、大臣の御所見伺います。

○政府参考人(高橋道和君)

日本語指導が必要な児童生徒、特に中学生にとって高校への進学の道を確保することも大変重要な課題でございます。こういった観点も含めまして、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたけれども、教員の加配定数の一部を今回基礎定数化をするということによりて、各自治体においては見通しを持つてしっかりとそういう教員を配置できるようにするといた改善を昨年度いたしました。

さらに、今大臣からも答弁申し上げましたけれども、日本語指導員、母語支援員の派遣など、しっかりと取組を支援することによりまして、そういった日本語指導が必要な特に高校進学を控えた中学生への取組についてもしっかりと対応します。

○伊藤孝恵君 次は是非大臣にお答えいただきたいと思うんですけれども、やはり政府というのは総合的な外国人受入れ政策というのが不在であります。

語学支援というのは、本来、総合政策、そういった外国人の受入れ政策の中の一環として位置付けられるものであるべきであります。例えばドイツでは、移民が社会から疎外されたり過去の反省から、長期滞在などを含む外国人に一定期間のドイツ語講習受講を義務付ける仕組みがあります。同じことは、まあ日本の財政を考えれば到底できないものだと、難しいかもしませんけれども、言葉の問題を軽視したまま場当たり的に労働力として外国人を迎えるれば、社会の分断を生みます。

日本語習得をボランティアや自助努力に任せることで、言葉の問題を軽視したまま場当たり的に労働力として外国人を迎えるべき課題だと、こういうふうに認識をしております。

○伊藤孝恵君 まさに、政府全体で長期的視野を持って検討していただくようにお願い申し上げます。

最後に、私の地元愛知県知立市にある知立東小学校は、児童の六割が実は外国をルーツとする児童であります。新入生の七割以上がブラジルなどの外国国籍であることから、入学式ではポルトガル語の通訳も行われるそうです。六年生の在校生のお姉さんの歓迎の言葉がすてきだったので、最後に御紹介します。この学校の良いところは、いろんな國の人と仲よくなれることです。

終わります。

○神本美恵子君 立憲民主党・民友会の神本美恵子でございます。

今、司法修習や日本語の教育についての質問ありました。少し重なると思いますが、奨学金の問題です。大学へ行く学生さんたちへの経済的な支援の在り方について、まず質問したいと思います。

日本の奨学金制度というのは、奨学金とはいきだという主張をする政治勢力が出てくると、これ、我々はヨーロッパの事例として知つておるわけございまして、我が国はまだそこまでの規模十七件であると日本学生支援機構から聞いておるところでございます。なお、それに対する人数については集計していないということでございま

つかはお帰りになる、こういう方もしませんけれども、そうではなくて、もう少し長いスペンド滞在するという方が増えてこられれば、しっかりとやはり日本語を学んでもらつて、コミュニケーションを、職場や学校は当然でございます。

○伊藤孝恵君 次は是非大臣にお答えいただきたいと思うんですけれども、やはり政府のことは言われているわけでございますので、これは文科省一省にとどまる問題ではございませんけれども、政府全体としてしっかりと長期的視野に立つて検討すべき課題だと、こういうふうに認識をしております。

○伊藤孝恵君 まさに、政府全体で長期的視野を持って検討していただくようにお願い申し上げます。

最後に、私の地元愛知県知立市にある知立東小学校は、児童の六割が実は外国をルーツとする児童であります。新入生の七割以上がブラジルなどの外国国籍であることから、入学式ではポルトガル語の通訳も行われるそうです。六年生の在校生のお姉さんの歓迎の言葉がすてきだったので、最後に御紹介します。この学校の良いところは、いろいろな國の人と仲よくなれることです。

終わります。

○神本美恵子君 立憲民主党・民友会の神本美恵子でございます。

今、司法修習や日本語の教育についての質問ありました。少し重なると思いますが、奨学金の問題です。大学へ行く学生さんたちへの経済的な支援の在り方について、まず質問したいと思います。

この返還期限猶予というのは現在どのぐらい利用されているのか、件数と実人數とを教えていただきたいと思います。また、その猶予を申請したら、申請承認された事由はどのようになっているのか、お答えください。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。

返還期限猶予制度の利用状況についてございまますけれども、平成二十九年度に申請された件数は十五万八千二百五十五件でございまして、そのうち猶予として承認された件数は十五万五千四百七十七件であると日本学生支援機構から聞いておるところでございます。なお、それに対する人数については集計していないということでございま

なお、承認された者の申請理由としましては、経済困難、失業中等、経済的な理由を挙げるものが八六%を超えるというふうに聞いておるところでございます。

○神本美恵子君 数字を出していただきました。が、資料の一の方に、これは二〇一五年の資料になつておりますので、今お答えいただいたのは一番直近のデータだったというふうに思います。

これは、経済的困難とそれから失業中を分けてチェックするよう申し出でます。申請書ではなつておるんだけれども、それぞの数値が分かりましたら教えてください。

○政府参考人(義本博司君) 平成二十九年度に返還期限猶予の承認がなされたもののうち、経済困難、失業中の件数は九万八千九百二十二件でござりますけれども、経済困難、失業中等については経済的な事由ということで整理しておりますので、その内訳は集計していないということです。

&lt;/

てはしっかりと返還を促していただきたいと思いますが、先ほど紹介しましたように、返す意思があつても現実返せないという人に対しても、大臣、もう一步踏み込んだ答弁が欲しかったんですけれども、是非、御紹介したような制度も含めて、二〇一九年で奨学金破産とならない、そうなる人が出ないように、取組をお願いしたいと思います。

次の問題に入りますが、順番をちょっと変えまして、夜間中学について先にお伺いをしたいと思います。

二〇一六年十二月に、議員立法で、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立いたしました。私も夜間中学の超党派の議連に入つておりますので、この法律ができたことを大歓迎もし、期待もしております。この法律は、様々な事情や理由で憲法が保障する義務教育を受けられなかつた、これは戦後の混乱期のみならず、その後の経済的な困難や様々な理由で義務教育を修了することができなかつた人たちの機会を確保しようというものであります。

実は、この問題、私、二〇〇七年の四月にも決算委員会で質問をしていたんですけども、夜間中学の学びというのは、文字や言葉を獲得するということがどうしたことなのかということを示すものもあるということを、私も最初の質問をする前に、夜間中学という言葉を最初に聞いたのは、日本教職員組合の執行委員をしているときに、行つたばっかりのときでまだ何も分からなかつたんですが、高野雅夫さんという、そのときもう六十代だったと思います、男性の方が、Tシャツを着て、夜間中学というTシャツを着て来られたんですね。

お話を三十分ほどお伺いしたんですが、戦後の混乱の中で旧満州から博多港に引き揚げてきて、たつた一人で、両親はもう、どうやつていつ亡くなつたか分からぬ、五歳のときだと。その後、廃品回収をしているおじさんに、それまでは戦災

孤児で浮浪児のような生活していたけれども、おじさんに拾われてといいますか、助けられて、そして、高野雅夫という名前は知つていただけれども、文字を知らないということで、そのおじさんに自分の名前はどう書くんだと言つたら、廃品回収の中からイロハがたを引っ張り出してきて、タカラマサオという文字を教えてもらつた。それを本当にひつかひつかしながら書いて、その文字を獲得したときの体の震えが止まらなかつたというような体験のお話を聞かせていただいたんです。

私たちは当たり前のよう言葉を話したり文字を書いたりしておりますけれども、文字が獲得できなかつた、それで大人になつたということなどが

ういうことなのかということを改めてまた今回この質問をさせていただくに思い出したんですけども、これ、理事会で了解得ていないので上げられませんけれども、守口夜間中学という大阪の守口市の公立夜間中学に超党派の議連で行つたときにつづりいた本で、題が「学ぶたびくやしく学ぶたびうれしく」文字を獲得することができなかつた自分の人生、國に翻弄されたことに対する悔しさ、学ぶたびに悔しさを思うけれども学ぶたびにうれしいというようなことが書かれている本であります。

今日お伺いしたいのは、現在、八都府県二十五市區三十一校に公立夜間中学がありますけれども、そのほかにボランティアなどで自主運営される自主夜間中学が存在しております。この公立、

経過者の実情に応じた指導ができるよう教育課程

の特例の制度を創設したり、また地方公共団体の

関係者に対する教育機会確保法の趣旨や同法に基

づき策定した基本指針の内容に関する説明会を開

催する、法律の制定後こういった取組を進めてま

いました。

また、平成三十年度政府予算においては、地方

公共団体における夜間中学のニーズの把握の在り

方に関する調査研究のために必要な経費、また夜

間中学に携わる教職員向けの日本語指導に関する

研修会の開催のための経費などを計上し、夜間中

学の設置促進及び既存の夜間中学における多様な

生徒の受け入れ拡大を図っているところでございま

す。

○神本美恵子君 法律の成立を受けて、文科省と

しても総括的に基本指針を策定して、設置促進に

向けて少なくとも全都道府県に一校は公立を設置

しようとして、それに向けての取組されていくと

いうことで、これはしっかりとやつていただきました

いということを改めて申し上げたいと思います。

今、文科省の実態調査では、先ほど紹介しまし

れをやつてくれるという期待を持つていらっしゃいます。

そこで、文科省は、この法律の成立を受けて、

この夜間中学に関して具体的にどのような取組を

進めているか、また予算措置などによ

うになっているのかということをお伺いしたいと

思います。

○政府参考人(高橋道和君) お答え申し上げま

す。

文部科学省においては、いわゆる教育機会確保法の成立を受けて、全ての都道府県に少なくとも

一つずつは夜間中学が設置されることを目標に掲

げ、夜間中学の設置促進や充実に取り組んでいる

ところでございます。

具体的には、市町村が設置する場合だけでな

く、都道府県が夜間中学を設置する場合だけでも

教職員給与費の三分の一を国庫負担の対象にする

ような制度改正を行つたり、夜間中学に通う学齢

経過者の実情に応じた指導ができるよう教育課程

の特例の制度を創設したり、また地方公共団体の

関係者に対する教育機会確保法の趣旨や同法に基

づき策定した基本指針の内容に関する説明会を開

催する、法律の制定後こういった取組を進めてま

いました。

また、平成三十年度政府予算においては、地方

公共団体における夜間中学のニーズの把握の在り

方に関する調査研究のために必要な経費、また夜

間中学に携わる教職員向けの日本語指導に関する

研修会の開催のための経費などを計上し、夜間中

学の設置促進及び既存の夜間中学における多様な

生徒の受け入れ拡大を図っているところでございま

す。

文部科学省におきましては、昨年三月でござい

ますが、今も御指摘いただきましたけれども、義

務教育の段階における普通教育に相当する教育の

機会の確保等に関する基本指針を策定をいたしま

した。その中で、自主夜間中学に係る取組につい

ても、各地方公共団体において、地域の実情に応

じて適切な措置が検討されるよう促すということ

で、支援についても定めたところでござります。

このため、自主夜間中学に対する支援につきま

しては、例えば公立学校あるいは公民館を実施場所として提供するなど、各地方公共団体において、それぞれの地域の実情を踏まえて行われるべきものと考えてございますけれども、文部科学省におきましても、この基本指針を参考いたしまして必要な措置を講じていただくよう昨年の四月に通知を発出するなど、周知を図っているところでございますけれども、今後とも更に各都道府県教育委員会や社会教育関係者を集めた会議等で周知を図つてまいりたいというふうに考えてござります。

○神本美恵子君 七割以上が何の支援もしていない

といふ状態を、是非、文科省の指導といいますか助言、援助で各自治体に支援を促していただきたいと思います。

お配りしている資料、新聞記事の中にも最後の

方に書かれています。これは川口市の自主夜間

中学なんですかけれども、スタッフは三十人で全て

ボランティア、小中学校の空き教室の活用や教科

書の無償提供、スタッフの交通費支援などを市教

委に要望しているが実現していないというような

現状があることも、是非文科省は、ここには担当

官の方も行つて学びの原点を見たというふうに

おっしゃつてくださっていますので、是非進めて

いただきたいと思います。

それから次に、じや、この義務教育未修了者数

について、文科省は前回の二〇一〇年の国勢調査

による未就学者数十二万八千百八十七人を基に十

二万以上というふうに捉えていらっしゃいます。

いろんな資料にも未修了者は十二万人以上とい

ふうに出ていますけれども、これが果たして正確

な人数なのか、把握できているのかという点で、

私は夜間中学の基本的なニーズを把握するために

は国勢調査を活用することが必要ではないかと。

これは二〇一〇年の国勢調査のときも本委員会で

質問をして、総務省にも来ていただいたて、当時の

伊吹大臣にも質問したんですねけれども、なかなか

改善がされなかつたということがあります。

二〇一〇年の国勢調査を控えておりますが、文

科省もこの国勢調査については教育の項目を改正するべしというふうに総務省に働きかけをしていただいているというふうに聞いておりますけれども、総務省での検討状況はどうなつてあるのでしょうか。

○政府参考人(佐伯修司君) お答えいたします。

教育に係る調査項目については、御承知のとおりかと思いますが、十年ごとに実施する国勢調査

の大規模調査の調査項目としております。次回の

二〇二〇年調査では調査項目とする方向でござい

ます。

委員の御指摘は、国勢調査において最終学歴を聞く項目がありますけれども、その選択肢として

、小学校と中学校をこれまでまとめて聞いて

きたわけですから、それを分割して把握すべ

きではないかと、そういう問題意識かと思いま

す。この教育に係る調査事項は国民の抵抗感が大き

い項目でございまして、既存の選択肢を分割す

るというか、より詳細な方向で変更するという場

合には、回答の正確性の確保や調査全体に与える

影響も懸念されるところでございます。

こうした中で、昨年七月に実施した第一次試験

調査において、小学校卒と中学校卒をまとめた選

択肢と、小学校卒と中学校卒を区分した選択肢を

入れた二種類の調査票で調査を行つたところでござります。第一次試験調査の結果としては、区分

していない方の調査票の方が記入不備が少ないと

いう状況でござります。であります改めて、

現在実施しております第二次試験調査においても

検証を現在行つているところでござります。

この二回の試験調査の結果等を踏まえて、今

後、次回の国勢調査に向けて、政策立案に当たつ

ての小学校、中学校を区分したデータがどれぐら

い必要なのか、あるいは報告をいたらく国民の方々の負担が

ふうに、もうほんとは誤差の範囲だと思うんで

ね。逆に、別々の方が記入しやすいと回答した

方は、従来の方が四三・一%、乙の方が五〇・

二%というふうに回答しておりますので、是

非、今、二次調査を改めてしていただいているの

で、その結果も踏まえた上でになると想います

が、来年までの統計局の委員会でこれは基準が決

められ、やり方が決められるというふうにお聞き

しています。

是非、総務省としては、もうこれ二十年越し、

この二〇二〇年を逃すとまた十年後になつてしま

いましたし、文科省も、それから安倍総理も今年の

一月の施政方針演説で、夜間中学を充実するとい

うふうにおつしやつているわけですから、是非政

府として、これは総務省も前向きに取り入れてい

ただきたいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(佐伯修司君) この問題を取り巻く

様々な情報を総合して、しっかりと検討してまいり

たいと思います。

○神本美恵子君 これはもう総務委員会に行つて

総務大臣に決断を促すしかないかなというふうに

思いますが、林大臣、いかがですか。これは非大

臣からも直接総務大臣に要請をしていただきた

い。文科省としてはもうやつていただいているの

は重々分かつていてるんですけど、是非促して

いただきたいと思います。いかがですか。

○國務大臣(林芳正君) 既に事務方から総務省

の事務方に促していると、こういうことでござい

ますので、私からも総務大臣にはこういう御質問

があつたのでよろしくお願ひしたいと申し上げた

いと思つております。

○神本美恵子君 ありがとうございます。本当に

もうこれで終わつてもいいぐらい、うれしい気持

ちであります。

いや、もう本当にこれは、先ほど紹介しました

全国夜間中学研究会の皆さん方がもう毎度毎度、

この前もいらして、正確な基本データとして二

ズ把握をしてほしいと。各都道府県にどれぐらいのニーズがあるのか、ということがこれで明確になるわけですから、都道府県に一校は設置するという文科省の方針を実現するためにも、この国勢調査というのは非常に重要なと思ってますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、夜間中学の設置に向けて促進、広報をやつていただいているのは分かるんですが、実態調査によつては、協議会が都道府県や市町村にまだ設置されていないように受けていますが、この夜間中学設置に向けて、今最大の、何といいますか、課題はどんなものがあるか、ということについて文科省はどうのように捉えていますか。

○政府参考人(高橋道和君) 委員からも先ほど御指摘がありましたけれども、平成三十三年四月現在で、まだ夜間中学校が設置されたのは全国では八都府県にとどまっています。八都府県の二十五の市区において三十一校の設置というところでございますので、まだ四十七都道府県に設置するには三十九道県においての設置が必要になります。このためにはいろんな施策を開拓していかなければいけないと思つております。八都府県の二十五の市区において三十一校の設置というところでございますので、実は都道府県知事が一応メンバーに入ることが必須ということに法律上はなつておりますので、なかなかその知識を構成メンバーにするということが難しいと知事もあつて、この協議会が設置されている自治体はまだございませんけれども、それに類する検討組織を設置したというのは都道府県レベルでは十三県ということになつておりますので、例えれば、こういったような協議会のあるはそれに関連する組織の設置を促していくくこと必要であると思いますし、委員からも再々御指摘がありましたが、ニーズをしつかりと把握していましたけれども、尼崎をしつかりと把握していました。そういったために、ニーズ把握の調査研究なども今、国としても支援をしておりまないので、そういう取組をしつかりと進めてまいりたいと考えております。

○神本美恵子君 国勢調査は正確な数字が出ますので大事なんですが、それをまつまでもなく、各都道府県教委や市教委がきちんと自治体としてそのニーズ把握に努力をするようになると。また、広報活動、法律が成立したので、是非、設置に向けてやるようになつて広報活動、非常に重要なと想いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、日本語指導について先ほど質問がありましたが、これは八王子で、日本語ゼロの者は第五中学校夜間学級という、公立の夜間学級だと思いますが、そこに入学できないというふうに、全く日本語をしゃべれない人は駄目だというような方針を取つたために入学できない人が出ているというお話を伺いました。

最近は、こんなふうに日本語が十分でない日本国籍を有しない生徒の割合が増えておりますが、こういった事態に対し、やっぱり日本語教室を別途設けるなど何かの取組が必要だと思ひますけれども、これについてはいかがでしようか。

○政府参考人(高橋道和君) 日本語指導が必要な外国人児童生徒については、その数が増加するとともに、特定地域への集住化や全国への散在化、さらに、使用言語の多様化等の傾向が見られるところでございます。

文部科学省におきましては、学齢が否かにかかわらず、これらの児童生徒にきめ細かく指導、支援できる体制の整備充実や、教師、支援員等の資質能力向上などに向けた支援を行つてているところでございます。

ただいま御指摘いただきましたが、特に夜間中学生においてはその生徒のうち約八割が日本国籍を有しない方である。これが現状でございます。この意見照会においては、今回初めて、夜間中学における日本語指導を充実するために、夜間中学に携わる教職員を対象とした日本語指導に関する研修会の開催経費、こういったものも計上して、この七月、八月に、東京、大阪で初めての研修会も開催する予定にしておりますので、そういう取組を更に進めてまいりたいと考えております。

○神本美恵子君 時間がもう残り少くなりましたので、給特法についてお伺いしたかったんですけれども、一つだけ紹介と質問をしたいと思います。

今、働き方改革法案で高プロ制度を含む法案審議が参議院で行われておりますけれども、資料の中に、「教員の働き方は高プロの先どり!」といふふうな表を付けております。これは私の事務所で私が作ったものでありますけれども、高プロ制度と教員の、今の給特法の下での教員の働き方の共通点、相違点ということです。

法定労働時間の規定が、高プロ、適用されない。教員、適用されるけれども、教員の実態としては、管理職も含めて全く意識されていない。法定労働時間が意識されていない。残業代、その上ですが、高プロ、ゼロ。教員、ゼロ。実態もゼロ。休憩の規定もそこにあるとおりであります。教員は適用されるけれども、休憩が実質的にできぬ。法定休日の規定も適用されない。教員は、適用されるが休日に休めないことも、部活動なんか、本当に取れていません。

○國務大臣(林芳正君) 当時の担当者への聞き取りによりますと、当時、文部科学省として、構造改革特区における愛媛県からの提案に対して速やかに対応方針を検討する必要があつたことから、獣医学に関する各分野の知見のある方として調査研究協力者会議の委員等に連絡を取つたものとのことでございました。また、意見照会に当たり、何らかの指示や依頼があつたという職員はおりませんでした。

○吉良よし子君 ないと、あくまでも文科省独自の判断で行つたということだと思うんですけども、もう一点確認をしたいと思います。

この意見照会について、その途中経過や結果、若しくはこれをやつてあるよなどということを文科省から直接加計学園又は愛媛県又は今治市又は内閣府や内閣官房等に伝えたことは、事実は確認できただしようか。

○國務大臣(林芳正君) 今回、確認作業を行う中で、意見照会に対する委員等からの意見を整理した資料が確認されたところでございます。当時の

担当職員に確認したところ、この資料は、構造改革特区による獸医学部新設に関する対応方針を文部科学省内で検討する際に使用するため作成した資料であり、資料を整理する途中経過を含め、他省庁等の職員に示した記憶はないとのことでございました。

また、当時、内閣官房へ出向していた職員にも聞き取りを行つておりますが、意見照会については知らないとのことであり、また、意見を整理した資料についても見た覚えはないとの、こういう回答であったということです。

○吉良よし子君 この意見照会については、あくまで文科省内で行つて、なおかつそれについて外部に伝えたようなことは、今のところその形跡は見当たらないとのことが文科省のお答えなんですが、それとも、そうすると、この愛媛県の文書が異様なんです。十九ページ、是非見ていただきたいと思うんですけども、この文科省の動向についてといふことで、加計学園が、こうした意見照会

す。

をこの新しい教育戦略という記載ある文書使って文科省が意見照会をしていまますよと、そしてその回答を提供されるものと見ていて、さらに、委員からの評判はおおむね良いとの情報も得ていると学園が話しているというのがこの愛媛県の文書なんです。

そうすると、もうつじつまが合わないんです

ね。なぜ文科省独自のこの調査の内容やその状況

について学園側が詳しく知っていたのかと。愛媛

県のこの文書のこの部分だけがでっち上げだとい

うのもおかしいですし、そうしたら、なぜこの

文書に出てくる文書が文科省から出てきたのか、

ありもしなかつたはずの面会で、総理が受け取らなかつたはずの資料が文科省から出てきたのはなぜなのか、様々な疑問が湧いてくるわけなんですね。もうここでやはり疑惑が深まつたと言わざるを得ないわけです。一層疑惑は深まつたわけですから、加計側、とりわけ加計理事長の証人喚問は欠かせないと思いますし、同時にやはり本委員会でもその関係者の話を聞く必要があると思いま

す。

加計孝太郎氏始め関係者の委員会招致を求める

す。委員長、お願ひします。

○委員長(高階恵美子君) この件につきましては、後刻理事会で協議いたします。

○吉良よし子君 いずれにしても、疑念は深まる

ばかりです。真相究明、徹底的な真相究明を

求めて、では今日は次に移ります。学問の自由に

関わって質問をしたいと思います。

憲法では、第二十三条で学問の自由を保障する

としております。では、その学問の自由とは一体

何なのか。憲法制定当時の憲法担当大臣の答弁が

ありますので、事前にお知らせした部分を御紹介

いただけれどと思ひます。内閣法制局。

○政府参考人(林徹君) お答えいたします。

あらかじめ御指定のございました昭和二十一年

七月十六日の衆議院帝国憲法改正案委員会における金森国務大臣の答弁は、次のとおりでございま

す。

「學問の自由」ト申シマスルノハ、學問ヲスル

方法又學問ノ内容、又學問ニ依ツテ得タル所ノ結

論ト云フ面ニ亘リマシテ、國家ヨリ干渉ヲ受ケ、

其ノ研究者ノナサント欲シ、定メント欲スル所ヲ

妨ゲラルコトガナイト云フ意味ニアリマス、

〔保障する。〕ト申シマスルノハ、公ノ權力ヲ以テ

其ノ伸ビテ行ク本人ノ勤キラ妨ゲナイト云フコト

ニアリマス、言フマデモナク、此ノ憲法ノ建前ガ

此ノ第三章ニ闘シマスル限り、概不個人ノ立場ヲ

十分自由ニ伸バサセヨウ、外部カラシテ公ノ權力

ヲ以テ之ニ対シテ制限庄迫ヲ加ヘナイ、斯ウ云フ

趣旨ニアリマス、目的ト致シマシテハ、斯様ニ致

シマセヌケレバ人類全體ノ行クベキ本来ノ道ヲ誤

ルニ至ルト云フコトヲ避ケント欲スル趣旨ヲ眼目

トシテ居リマス。」

以上でございます。

○吉良よし子君 非常に大事な答弁だったと思う

んですね。つまり、学問の自由を保障するという

のは、人類が誤った道に進まないために、権力者

がこの学問に圧迫、介入させないために、それを

保障するための学問の自由だと、それが必要なんだという御答弁だったと思うわけです。

戦前の歴史を振り返つてみますと、戦前の明治

憲法下において、学問というのは国家に須要なる

學術と位置付けられて、国家のための学問とい

う理念で捉えられていたわけです。そういう下であ

るが、それがいつでも、疑念は深まる

ばかりです。真相究明、徹底的な真相究明を

求め、では今日は次に移ります。学問の自由に

関わって質問をしたいと思います。

憲法では、第二十三条で学問の自由を保障する

としております。では、その学問の自由とは一体

何なのか。憲法制定当時の憲法担当大臣の答弁が

ありますので、事前にお知らせした部分を御紹介

いただけれどと思ひます。内閣法制局。

○政府参考人(林徹君) お答えいたします。

あらかじめ御指定のございました昭和二十一年

七月十六日の衆議院帝国憲法改正案委員会における金森国務大臣の答弁は、次のとおりでございま

す。

「學問の自由」ト申シマスルノハ、學問ヲスル

方法又學問ノ内容、又學問ニ依ツテ得タル所ノ結

論ト云フ面ニ亘リマシテ、國家ヨリ干渉ヲ受ケ、

其ノ研究者ノナサント欲シ、定メント欲スル所ヲ

妨ゲラルコトガナイト云フ意味ニアリマス、

〔保障する。〕ト申シマスルノハ、公ノ權力ヲ以テ

其ノ伸ビテ行ク本人ノ勤キラ妨ゲナイト云フコト

ニアリマス、言フマデモナク、此ノ憲法ノ建前ガ

此ノ第三章ニ闘シマスル限り、概不個人ノ立場ヲ

十分自由ニ伸バサセヨウ、外部カラシテ公ノ權力

ヲ以テ之ニ対シテ制限庄迫ヲ加ヘナイ、斯ウ云フ

趣旨ニアリマス、目的ト致シマシテハ、斯様ニ致

シマセヌケレバ人類全體ノ行クベキ本来ノ道ヲ誤

ルニ至ルト云フコトヲ避ケント欲スル趣旨ヲ眼目

トシテ居リマス。」

以上でございます。

○吉良よし子君 非常に大事な答弁だったと思う

んですね。つまり、学問の自由を保障するという

のは、人類が誤った道に進まないために、権力者

がこの学問に圧迫、介入させないために、それを

あります。この中でも、先ほどの日本学術会議の

科学者行動規範に触れながら、その科研費の研究

について、研究者の自覚と責任において実施する

研究であることを周知するようになるとあるわけ

です。

されることは当然だし、それは科研費の研究につい

ても例外ではない、科研費についても学問の自由

は必ず保障されると、そういうことでよろしいで

すね、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 憲法第二十三条における

学問の自由は、憲法により広く全ての国民に保

障されたものであり、特に大学における学問研究

及びその成果の発表、教授が自由に行われること

を保障したものである。こういうふうに承知をし

ておりまして、昭和二十一年の七月十六日における

金森大臣における国会答弁の見解と相違ないものと考えております。

○國務大臣(林芳正君) 憲法第二十三条における

学問の自由は、憲法により広く全ての国民に保

障されたものであり、特に大学における学問研究

及びその成果の発表、教授が自由に行われること

を保障したものである。こういうふうに承知をし

ておるが、林文科大臣、この金森大臣の当時の見解、

今も引き継いでいるということによろしいでしょ

うか。

○吉良よし子君 相違ないというお話をでした。

つまり、いかなる学問研究においても、その自

由、学問の自由は保障されるべきというものは基本

的なところだと思うんです。

○吉良よし子君 相違ないというお話をでした。つ

まりは、いかなる学問研究においても、その自

由、学問の自由は保障されるべきというものは基本

的なところだと思うんです。

○吉良よし子君 相違ないというお話をでした。つ

まりは、いかなる学問研究においても、その自

由、学問の自由は保障されるべきというものは基本

的なところだと思うんです。

あります。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

で闊達な言論、表現空間を創造しますとの声明を発表しました。また、それに続き、先日、六月に入つて、明治大学の方でもこの田中総長の声明を支持すると表明する文書を発表するなど、学問の自由への介入を許さないという声が学者、研究者の中では広がつてゐるわけなんです。

ここで改めて確認したいと思うんですけども、その科研費の採択をする際の基準なんですがれども、この基準というのは研究者の政治的立場が一切基準にならないと思うんです。あくまでも学術的価値のみが判断基準となる、そういうことによろしいでしょうか。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げます。

科研費の審査に当たつては、専門性の近い、十分な評価能力を有する複数名の研究者によつて構成される審査組織が個々の研究の学術的価値を厳正に評価し、採択課題を選定しております。

○吉良よし子君 学術的価値を厳正に評価して採択課題を選択する。

ちなみに、その科研費の採択率というのも決して高くなくて、平成二十九年度では、応募があつたもののうちの二五%のみが採択されている、決して多いとは言えない。つまり、科研費に採択される研究というのは極めて学術的価値が高いものだと、そういう認識でよろしいでしょうか。

○政府参考人(磯谷桂介君) 御指摘のよう、科研費は平成二十九年度の例でございますが、新規の応募研究課題約十万件に対して、新規採択研究課題が約二万五千件と厳選されており、学術的価値が高いものが採択されているものと考えております。

○吉良よし子君 やはり学術的価値が非常に高いものが厳選されて採択されている、それが科研費の研究だということなわけです。

じゃ、その選定過程で、先ほどありました、複数の研究者によつて構成される審査組織が複数段階にわたって厳正に評価をするということです。この審査というのはそういう専門分野の十分

な評価能力を有する専門的な研究者によつて評価をされるということなんですね。

この同業者による審査というのはピアレビューと言つうそなんですが、そのピアレビューで行つてゐるということなわけですが、じゃ、なぜ、こうした研究を採択する際にピアレビューでなければならぬのかというところなんですが、それについて、日本学術振興会発行の科学の健全な発展のためにの中で説明がされていると思います。その部分を御紹介いただきたい。

○政府参考人(磯谷桂介君) お答え申し上げます。

独立行政法人日本学術振興会編集委員会が作成した科学の健全な発展のためにテキスト版において、ピアレビューの役割は次のとおり記載されています。

科学研究の質を保証し向上させる上で、重要な役割を担うのがピアレビューです。ピアレビューとは、同業者、ピアが、審査、レビューすることであり、研究論文の学術誌への掲載や研究助成金の採択、研究者の採用や昇進、大学、研究機関の評価など、科学研究に関わるあらゆる場面で評価の中心核になるものです。そのような場面で優れた研究といつては、今お聞きいたいたように、専門分野の近い十分な評価能力を有する複数名の研究者によって構成される審査組織が、あくまでも個々の研究の学術的価値を厳正に評価し、採択課題を選定しております。

○吉良よし子君 大事な答弁だったと思います。

○吉良よし子君 大事な答弁だったと思います。

○吉良よし子君 大事な答弁だったと思います。

○吉良よし子君 大事な答弁だったと思います。

○吉良よし子君 大事な答弁だったと思います。

○吉良よし子君 この科研費の採択のプロセスの正当性がよく分かり、また要するに科学者コミュニティの自律性の基礎となるのです。例えば特定の学説を政治的理由で支持するといった科学研究への政治的介入は、科学研究をゆがめることになります。

○吉良よし子君 ピアレビューが重要なのです。

以上でございます。

由と科研費の関わりもよく分かる説明だと思つわけです。

ここで大臣に伺いたいと思うわけです。科研費で研究している研究者について、政府と違う見解を持つていると、そういうことを理由にして、その研究者に科研費を与えるなど、うような要請がたとえどれだけあつたとしても、どのようにあつたとしても、文科省としてはそれには応じることはできないと、科学研究への政治介入は行わないという立場でよろしいでしょうか。大臣、お願いします。

○国務大臣(林芳正君) 学術研究の振興そのものを目的とする科研費においては、研究者の自由な発想に基づく幅広い分野にわたる学術研究を支援しておるわけでございます。この審査に当たりましては、今お聞きいたいたよう、専門分野の近い十分な評価能力を有する複数名の研究者によって構成される審査組織が、あくまでも個々の研究の学術的価値を厳正に評価し、採択課題を選定しております。

○吉良よし子君 悪意に基づく告発だと分かつた場合には刑事告発、場合によつてはあり得るといふことだと思います。

○吉良よし子君 この科研費の採択のプロセスの正当性がよく分かり、また要するに科学者コミュニティの自律性の基礎となるのがピアレビューであり、そうした学問の自由の重要な性、学問の自

事実に基づかない、いわゆる悪意があるものであると判明した場合にはどのような対処がされるのか、その点もお答えください。

ここで大臣に伺いたいと思うわけです。科研費で研究している研究者について、政府と違う見解を持つていると、そういうことを理由にして、その研究者に科研費を与えるなど、うような要請がたとえどれだけあつたとしても、どのようにあつたとしても、文科省としてはそれには応じることはできないと、科学研究への政治介入は行わないという立場でよろしいでしょうか。大臣、お願いします。

○国務大臣(林芳正君) 文部科学省では、競争的資金に係る研究活動の不正行為、研究費の不正行為及び不正受給に関する告発受付窓口を設置しております。

研究活動の不正行為に關する告発は研究活動にのつとりまして、また研究費不正に関する告発は研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインにのつとり、被告発者が所屬する調査権限を有する研究機関において調査を実施するこ

とにあります。調査の結果、不正の事実がなく、悪意に基づく告発であつたことが判明した場合には、被告発者が所屬する研究機関の判断により、

研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインにのつとり、被告発者が所屬する調査権限を有する研究機関において調査を実施するこ

とにあります。調査の結果、不正の事実がなく、悪意に基づく告発であつたことが判明した場合には、被告発者が所属する研究機関の判断により、

研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインにのつとり、被告発者が所屬する調査権限を有する研究機関において調査を実施するこ

とにあります。調査の結果、不正の事実がなく、悪意に基づく告発であつたことが判明した場合には、被告発者が所属する研究機関の判断により、

研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインにのつとり、被告発者が所屬する調査権限を有する研究機関において調査を実施するこ

とにあります。調査の結果、不正の事実がなく、悪意に基づく告発であつたことが判明した場合には、被告発者が所属する研究機関の判断により、

研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインにのつとり、被告発者が所屬する調査権限を有する研究機関において調査を実施するこ

とにあります。調査の結果、不正の事実がなく、悪意に基づく告発であつたことが判明した場合には、被告発者が所属する研究機関の判断により、

研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインにのつとり、被告発者が所屬する調査権限を有する研究機関において調査を実施するこ

とにあります。調査の結果、不正の事実がなく、悪意に基づく告発であつたことが判明した場合には、被告発者が所属する研究機関の判断により、

研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインにのつとり、被告発者が所屬する調査権限を有する研究機関において調査を実施するこ

います。

内閣府の担当事業でありますこの戦略的イノベーション創造プログラムでございますが、我が国全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から総合的、基礎的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うという総合科学技術・イノベーション会議で策定するプログラムの一つでありまして、五年で基礎研究から実用化を目指すというものであります。

昨日は決算委員会ということでしたので、この五年で成果を上げると言いながらまだ一期の五年が終わっていない、これ二〇一四年から始まりましたので今年がちょうど最終年度になるんですけども、昨年の一七年に補正予算を付けて、まだから第二期が始まってしまったということと、そしてこの第二期、研究を統括するプログラムムディレクターという、P.D.と言われていますけれども、こういう方がいらっしゃいまして、この予算配分ですか関連機関を決定するような大きな権限を持つという、こういうP.D.を公募で募集すると言ひながらも、実は省庁が既に候補者を決めていて、僅か一週間の間にホームページに掲載されていて、結局は十二課題中のうちほとんどが省庁からの推薦の方が決まっていましたというような公募の過程に瑕疵がなかったのか、こういったことを昨日はお伺いしたんですけれども、本日は文科省にお伺いしたいと思います。

この第二期、全部で十二課題が内閣府から設定されていますが、文科省が関わっているのはこのうちのどの課題になるんでしょうが、教えてください。

○國務大臣(林芳正君) この第二期の分野のうちで文部科学省が関わった二分野は、材料開発基盤、それから光・量子技術基盤の二分野でございます。

○高木かおり君 その十二課題中一課題。この戦

略的イノベーションは、そもそも府省、分野の枠を超えてというところから、文科省だけがこの研究に入していくものだとはもちろん思つてはおりません。しかしながら、このプロジェクトは、産官学連携のプロジェクトと言られておりまして、

文科省としてはこの学の部分を所管する省庁としてやはりこれには積極的に関わってほしいというふうに思つてはすけれども、どうしても内閣府のプロジェクトということで内閣府に預けてしまつている感が否めないのかな。

文科省は科学技術分野を所管しているわけですが、世界的なこの研究動向を把握して、そしてこのテーマについてもつともと関わつていていた方達が私はいいんじやないかというふうに思つてますが、この産官連携の部分の学の部分、こういったことに、この部分に関しても文科省としてもつと関わつていつてもいいんではなか、この点についてお答えいただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) S.I.P.につきましては、総合科学技術・イノベーション会議、C.S.T.I.が司令塔機能を發揮して府省連携、産官連携で基礎研究から実用化、事業化までの研究開発を一気通貫で実施するプログラムでございまして、文科省としては、先ほど二分野御紹介いたしましたように、内閣府からの依頼に基づいて課題の内容等の検討に関わってきたところでございます。

他方、科学技術イノベーションをめぐるグローバルな競争、かなり激化してきておる中で、今、高木先生おつしやつたように、大学とか多くの国際研究開発法人等我々所管しておりますので、これまで国内外の研究動向等の把握に努めて、取り組を進めてきたところでございます。

政府の科学技術政策の中核的な役割を担う文科省としても、S.I.P.と協力していくことはもちろんございますが、科学技術イノベーション全般の推進に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○高木かおり君 なかなかこの内閣府の、政府と

してのこのS.I.P.事業に今からもつともつと関わっていくことはなかなか、もちろん横串を刺してしっかりと横断的にやつていく事業といふことで、全て文科省がどんどん関わつていくという部分は確かに難しい部分もあるのかも知れません。

このプログラムは、やはり産業界等を巻き込んで、今は政府が主導はしていますけれども、いずれは出口が見えた時点では産業界の利益にもつながつていくことになると思いますので、是非ともそこはしっかりと資金的にも産業界にも協力ををしていただいて、やはりその中にも、文科省としては、業界の利益だけではなくて国益となる、そういった研究でなければならぬと思つますので、研究の府である文科省がやはりもう少し今後は関与していくいただくということもあるのではないかなどいうふうに思います。

今お話をしておりましたこのS.I.P.、これを決定した科学技術政策の司令塔を担う総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員でいらっしゃる上山元政策研究大学院大副学長は、大学が研究開発の拠点になつて世界的な流れに乗り切れないのではないかといふふうにもおっしゃつておられます。これまで産官学といつた場合、文科省が学を所管して、研究の拠点として大學があるといふふうに私は思つてゐるんですけども、大學が研究の開発拠点としての機能、これがまだまだ弱いのではないかなというふうに考えておりまます。しっかりとこれを強化していくべきだと思いますが、この点について、大臣、お考えをお聞かせください。

○國務大臣(林芳正君) 上山委員と私も大臣になつて以来いろいろんな御議論と一緒にさせていただいておりまして、貴重な知見を賜つていてるといふふうに思つておりますが、まさに先生からも今お話をありましたように、大学が我が国の知的基盤としてイノベーション創出に向け極めて重要な役割を担つていると、こういうふうに思つております。

政府の科学技術政策の中核的な役割を担う文科省としても、S.I.P.と協力していくことはもちろんございますが、科学技術イノベーション全般の推進に向けて取り組んでまいりたいと思っております。しかし、優れた研究者が集積することによる共同研

究の機会を確保する、それから国際化へ対応促進をする、こういったことを通じて大学が研究拠点として機能が強化されるということが大変大事なことだと考えております。

このため、文科省としては、個々の大手の枠を超えて、国内外から第一線の研究者が集まる世界トップレベル研究拠点の形成、W.P.I.と呼んでおりますが、こういうことに取り組んでおるところでございます。研究拠点としての大学の重要性に鑑みまして、今後とも必要な支援に取り組んでまいりたいと思つております。

○高木かおり君 今大臣からW.P.I.のお話を聞いていただきました。これは、最大七億円の支援規模でございますが、こういうことにより世界トップ機関と並ぶ研究力、また国際化が達成できるというふうに私も大変安心をいたしました。是非、こうした支援にはしっかりとこれからも取り組んでいറていただいて、予算もしっかりと取つて進めていറていただきたいといふふうに思ひます。

このW.P.I.は、研究機関における基礎研究分野が、これが対象だといふふうに伺つておりますけれども、先ほどお話をいたしましたS.I.P.は五年で成果を出すことを目標にしている、そういうふうに思ひました。このW.P.I.は、研究機関における基礎研究分野といふことで、ある一定そういったすみ分け等もできているのかなというふうに思ひました。

【委員長退席 理事大野泰正君着席】

研究者に対しては、ほかにも文科省でいえば科研費が真っ先に思い浮かびますけれども、先ほどお話をされました様々な競争的資金がありまして、いずれにしても、この資金の元は税金ですから、限られた予算でもあり、全ての研究者に今潤沢な予算が配分されているというわけではないことを承知しておりますけれども、研究者が今、企業と連携したり寄附を募つたり、そういうふうな

とをしながら外から研究資金を取つてくる、こういったことも国としては期待をしているといふことをお聞きをしておりますけれども、なかなか分野によつては外から資金を取つてきづらいようなものもあると思います。

そうすると、以前この委員会でも私議論させていただいたんですが、若手研究者を育てるということです。前回はその若手研究者に関わる環境整備の部分ですとか雇用の安定ですかそういうたことについてお聞きをしましたけれども、任期付きの若手研究者ですと小粒の研究しかなかなかできない、そういういろいろな今実態があるという中で、やはり予算が限られていることは十分承知していますけれども、何とかこの地道な研究、出口がなかなか見えない研究、そういうところにも適切な支援をしっかりとお願いをしておきたいと。

そして、文科省として、今後の研究者へのこういった支援の仕方ですとか研究力の向上、こういったこと、この取組について御見解ございまし

○國務大臣(林芳正君) ノーベル賞を受賞されました大隅先生が、やはり基礎研究、基礎的研究の重要性というのをよく説かれておられます。なかなか、その五年とか応用に行く出口が近いといふところでありますと、先生おっしゃるように寄附が集まつたり民間との産学連携が起きたりと、そういうことになるわけでございますが、もう何年先になるか分からぬといふような、しかし大事な基礎研究ということになりますと、やはり国が公的にやるといふ重要性が出てくるんだろうと、こういうふうに思つております。基礎研究が社会のイノベーションの源泉となるシーズを生み出す、また新たな知的、文化的価値を創造するということで未来を切り開く重要な役割を担うと、こういうふうに考えております。

科研費助成事業、いわゆる科研費でございますが、研究者の自由な発想に基づいて、幅広い分野にわたる研究に対する支援を継続的に行つておる

ところです。三十年度は科研費全体で対前年度二億円増の二千三百八十六億円を計上して充実を図つたところでございます。このほか、CRESTですとかさきがけといった戦略的な基礎研究の推進等も行っておりまして、我々としては、引き続き多様な事業を通じまして、この基礎研究の振興に取り組んでまいりたいと思つております。

○高木かおり君 今大臣からも、基礎的な研究大変大事だということ、公的な支援も必要だといふ御答弁もいただきました。しっかりとこれも前に進めていっていただきたいとお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

いじめ防止対策についてでございます。

先日、神戸市の方で、二〇一六年、当時中学三年生の女子生徒が自殺した問題で、同級生への聞き取りメモが隠蔽されていたという事件が発覚いたしました。神戸市教育委員会におきましては、市の教育委員会幹部が当時の校長に指示してメモを隠蔽していたこと、昨年八月に現校長が市の教育委員会にメモの存在を伝えられども、市の教育委員会の幹部、約七か月間にわたりて現物の確認を怠つていたということが新聞報道等で分かりました。

文科省としてはこの市教育委員会に職員を派遣したということでございますけれども、この神戸市教育委員会の体制、どうだつたんでしょうか、お答えください。

○國務大臣(林芳正君) 平成二十八年十月に神戸市立中学三年生の女子生徒が自殺をした件で、市教育委員会の首席指導主事の指示に従いまして、校長が遺族に対しても、自殺直後に同級生から聞き取つた調査メモが存在しないという旨の回答をしたこと

す。

〔理事大野泰正君退席、委員長着席〕

この第三者委員会の設置の仕方、構成メンバーの選定の仕方について、そういう遺族の方々からは、このメンバーの選定を、例えは遺族の方々の推薦者を入れるとか、そういうことをきちんと聞いていただきたいと、今までの選定がどうなったのかきちんとお聞きしたいと、こういう切実な思い、これを理解して対応する、このことが重要であると、こういふふうに認識をしております。

そういう重大事態が発生した場合に、いじめを受けた児童生徒やその保護者からは、いじめの事実関係を明らかにしたい、何があつたのかきちんとお聞きしたいと、こういう切実な思い、これを理解して対応する、このことが重要であると、こういふふうに認識をしております。

そのため、昨年三月にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定いたしまして、ここで、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、その時点で学校がいじめの結果ではないなどと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たること、それから、被害児童生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一として、信頼関係を構築することと、こういうことを求めているところでございます。

この背景には、重大事態に係る業務をこの首席指

導主事のみに任せておりまして、市教委として組織的なチェックや指導がなされていなかつたこと

思つてゐるところなんですね。

こういった意見について、文科省としてはどの

ようになつた意見について、文科省としてはどの

あると考へております。このほか、C RESTですとかさ

ざいですが、文科省の職員を市教委に派遣をいたしまして、組織体制の見直しを含めて再発防止策を講じるよう指導を行つたところでございます。

我々としても、全国で一度と二度同じよう

なことが起らぬよう、今後、市教委のいじめ防止対策の改善の在り方等について指導、助言を行つてしまいりたいと考えております。

○高木かおり君 概要の方、説明をしていただきま

せましたけれども、今、第三者委員会という言葉がありました。いじめがあつた場合は認められた場合はこの第三者委員会が設置されることになりますけれども、法のつとて適切に第三者委員会が設置されたということになりますけれども、第三者委員会と云うことが、そもそもなかなかかいじめがあつたということが認められなかつたり、第三者委員会は中立公平という立場を貫く余り、被害に遭つた生徒、また御遺族、そういう方々に對して寄り添つた形になつていいのではなかつて、いじめの重大事態が発生するよう努めることなどを求めておるところでございます。職能団体といふのは、例えは弁護士会とか医師会とか、そういうところから推薦を受けるなどして公平性、中立性を確保するよう努めることなどを求めておるところでございます。

○國務大臣(林芳正君) いじめの重大事態が発生いたしました場合に、いじめ防止対策推進法に基づいて、学校の設置者または学校が速やかに組織を設けて調査を行うことと、こういうふうにされております。

調査に当たつては、国のいじめの防止等のための基本的な方針におきまして、重大事態の調査を行ふための組織は、当該いじめ事案の関係者と直

接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、職能団体等からの推薦を受けるなどして公平性、中立性を確保するよう努めることなどを求めておるところでございます。

我々としても、引き続き、各教育委員会等においていじめ防止対策推進法等を踏まえた適切な対応がなされるよう周知徹底をしてまいりたいと思つております。

○高木かおり君 もう時間がないので質問はしませんけれども、大臣がおっしゃられたいじめの重大事態の調査に関するガイドライン、これが昨年の三月に出されているんですね。けれども、この冒頭申し上げました神戸市の事件、これが結局隠蔽されたのがそのできた後、ちょうど三月に隠蔽されていた。なかなかこれが、文科省もきちつとこういったものを出してやつていただきしておりますけれども、下まで浸透していない、これは大きな問題だと思います。引き続き、このいじめの対策、防止については質疑を別の機会にさせていただきたいと思います。

○木戸口英司君 希望の会、自由党の木戸口英司本日はこれで終了いたします。ありがとうございます。

日本は加計学園、聞かせていただきます。

日大アメフト部の悪質タッセル問題、まだ世間を騒がせております。日大の常務理事二名がスポーツ庁に対して問題の経過や再発防止等について報告し、対応したスポーツ庁の参事官は早期の事実解明を要望したということが報道されております。

この報告は、前日に、この報告があつた前日にスポーツ庁から求めたということです。スポーツの鈴木長官は、選手と監督、コーチの意見が食い違つていたことは分かつた、まず話を聞いていく、正直に話してほしいと報告前に語つていると。

そこで、加計学園への文科省の対応、私は、この真相究明、真相解明に文科省の役割、責任は大きいということをこの委員会でずっと述べ続けてまいりました。

そこで、ちょっとこの通告の一問目、二問目、まとめて聞きたいと思ひますけれども、前回の委

員会においても、獣医学部における平穏な教育環境を確保するために、これは加計学園側の文書の中に出でた言葉でありますけれども、加計学園の説明責任、全く果たされていないわけでありますし、それに対する文科省、何をなすべきかと、責任、役割は大きいのではないかという質問をさせていただきました。

大臣からは、加計学園には獣医学部における質の高い教育が行われるよう期待している、文部科学省としては設置計画の着実な履行を求めていくと、いう答弁がありましたが、今回の日大アメフト部の問題への対応と同様に、問題の質はもちろん違いますけれども、世間が注目している大学で起きた問題であることは変わりがありません。

そういう中で、こういう議論を踏まえて、大臣、もう一度、この点について質問をさせていただきます。

○国務大臣（林芳正君） この加計学園によるコメントにつきましては、愛媛県文書に対する加計学園の見解ということでござりますので、文部科学省から加計学園に対してこのことで説明を求めるということは考えておらないところでございま

す。

また、前回もお答えをさせていただきましたが、この加計学園については、入学された学生の皆さんのためにも、加計学園に対しても獣医学部において質の高い教育が行われるようしっかりと対応していかれることを期待しておるところでございます。

そこで、愛媛県の加計学園への補助金支出に関連してお伺いをいたします。

先月末、愛媛県は、今治市を経由して加計学園に補助金約十四億円を支出しております。今月四日、中村知事は補助金の見直しは考えていない旨を表明しておりますけれども、その前々日の今月二日、おかしなことになれば返還を求める権利は担保されている旨を述べられております。これは当然だと思います。

○木戸口英司君 加計学園の問題は、様々実は人間社会において質の高い教育が行われるようしっかりと対応していかれることを期待しておるところでございます。

そこで、前回も渡邊事務局長の招致ということを求めておりましたが、また次の機会に譲りたいと思います。

○木戸口英司君 加計学園の問題は、様々実は人間社会において質の高い教育が行われるようしっかりと対応していかれることを期待しておるところでございます。

そこで、前回も渡邊事務局長の招致ということを求めておりましたが、この点は引き続き理事会において検討をお願いしたいと思います。

○木戸口英司君 大臣は、こういう質問をする

と、再三、国家戦略特区のプロセスの中で適正に進められたということをおっしゃいます。

この国家戦略特区の申請者は、今回この獣医学部は愛媛県今治市と。この愛媛県と今治市に対して、加計学園側は総理との面会や総理の発言を引き合いに出して、いわゆるうそ、捏造をした言葉でこの両者に対して説明をしていたということです。そのうそが本当なのかといふことも言われるわけですけれども、こういったいわゆる国家戦略特区のプロセスが大きく崩れているわけです。

国家戦略特区は内閣府だとおっしゃるかもしれません、内閣府は規制緩和を進める役所ということ、そしていわゆる規制官庁である文科省、そして設置認可を下ろす文科省ということで、私は、やはり文科省こそ、ここに踏み込んで真相解明をしていくと。文科省の一連の総理の御意向文書なども当然関連していくわけでありますから、このことはもう再三申し上げておりますし、これからも言い続けてまいりたいと思います。それこそ、今、大学に通っている学生たちの平穏な学究に資することだと私は強く言わせていただきます。

そこで、愛媛県の加計学園への補助金支出に関連してお伺いをいたします。

一方、加計学園の獣医学部新設に関する補助金につきましては、今治市並びに今治市に対して支援している愛媛県において適切に判断されるものと考えております。一般論ではござりますけれども、認可後に補助金支出の見直しが行われた場合にあっては学校法人において資金計画を適切に見直すものというふうに認識しておりますので、ごぞいますので、確認的にここに挙げているところでございます。

一方、加計学園の獣医学部新設に関する補助金につきましては、今治市並びに今治市に対して支

援している愛媛県において適切に判断されるものと考えております。一般論ではござりますけれども、認可後に補助金支出の見直しが行われた場合にあっては学校法人において資金計画を適切に見直すものというふうに認識しておりますので、ごぞいますので、確認的にここに挙げているところでございます。

○政府参考人（義本博司君） お答えいたします。

設置認可の留意事項につきましては、委員御指摘のとおり、認可後、補助金、今治市が収納予定であることから、収納後、速やかにその旨を報告する形で述べているところでございま

すので、この点につきましては履行状況調査でしっかりと担保していくふうなことを、全体としてその資金についても審査するということです。

そこで、その資金についても審査するということです。

○政府参考人（義本博司君） お答えいたしました。

設置認可自体にも影響があるのではないかと考えますが、この設置審の留意事項にこうして書かれていること、この真意も含めて文科科学省の見解をお伺いしたいと思いま

す。

○政府参考人（義本博司君） お答えいたしました。

設置認可の留意事項につきましては、委員御指摘のとおり、認可後、補助金、今治市が収納予定であることから、収納後、速やかにその旨を報告する形で述べているところでございま

すので、この点につきましては履行状況調査でしっかりと担保していくふうなことを、全体としてその資金についても審査するということです。

そこで、その資金についても審査する

と、再三、国家戦略特区のプロセスの中で適正に進められたということをおっしゃいます。

この国家戦略特区の申請者は、今回この獣医学部は愛媛県今治市と。この愛媛県と今治市に対して、加計学園側は総理との面会や総理の発言を引き合いに出して、いわゆるうそ、捏造をした言葉でこの両者に対して説明をしていたということです。そのうそが本当なのかといふことも言われるわけですけれども、こういったいわゆる国家戦略特区のプロセスが大きく崩れているわけです。

国家戦略特区は内閣府だとおっしゃるかもしれません、内閣府は規制緩和を進める役所と

て、この両者に対して説明をしていたということです。そのうそが本当なのかといふことも言われるわけですけれども、こういったいわゆる国家戦略特区は内閣府だとおっしゃるかもしれません、内閣府は規制緩和を進める役所と

て、この両者に対して説明をしていた

ち切つたという報道がありました。四月五日には、福島県浪江町の住民約一万五千人によるADRの仲介手続が打ち切られております。

そもそも、紛争解決センターは、原子力損害の賠償請求について、裁判によらず、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設立された機関であります。しかしながら、集団申立てにおいて、東電は、個人により事情は異なるとして一律の賠償を拒むとともに、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針に記載されていないことをもって賠償を拒んでおり、手続の長期化が目立っております。浪江町の事例では、申立てから決裂までの五年間で約八百名の方がお亡くなりになつております。

このような事態はADR制度の意義を搖るがしかねないものであり、また、東電の姿勢は、最後の一人まで賠償徹徹、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、和解仲介案の尊重という東電自ら宣言した三つの誓いに反するものと考えますが、文科大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(林芳正君) 原子力損害賠償紛争解決センター、ADRセンターでございますが、ここでは、中立かつ公正な立場の仲介委員が当事者双方の意見等を踏まえて中立かつ公正な立場で紛争解決を図つております。個別の事案については文科省としてコメントは差し控えさせていただきます。

今後とも、ADRセンターにおいては、当事者の意見を丁寧に伺いながら、公正かつ適正な和解が成立するよう和解仲介手続を適切に進めてまいります。

なお、文科省としては、東京電力に対しても、木戸口先生からお話をあつたこの三つの誓い、これを遵守して、被害者の方々に寄り添つた賠償を一層進めていたくよう累次要請を行つておきました。直近では今年の三月二十日付で要請を行つたところでございます。

○木戸口英司君 この三つの誓い、その意味では、もう信頼性を失つてきているということ、ADRを所管する文科省としてもこの点を重く受け止めていただきたいと思います。

そういう中で、福島県も大変な状況でありますけれども、岩手県においても、地域によって原木シティケなどがいまだに出荷できない状況であり、観光業、農林水産業など様々な分野で風評被害もまだ発生しております。県は、民間事業者等の東電に対する損害賠償請求を支援しながら、自治体として実施した各種の放射線対策に要した費用について東電に損害賠償を行つていているのが現状です。

損害賠償請求の交渉における東電の対応は、中間指針を限定的に解釈し、自治体の判断で実施した放射線影響対策は賠償の対象外とするなど極めて問題が多い、復興に取り組む自治体の大きな足かせになつてゐるというのが現状であります。また、民間事業者への賠償を優先するというやむを得ない事情はあるものの、自治体への対応は後回しとなつてゐるのが現状です。

岩手県では、市町村と連携し、これまで二回のADRを申立て、いずれも和解が成立しております。そういう中で、他の自治体において東電への損害賠償請求についてADRの申立てを行つてゐる等、これもあると思ひますけれども、現時点での自治体による申立て状況について、和解の有無やその内容など、簡単で結構ですので説明をお願いいたします。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。

地方公共団体が被つた損害に関するこれらの団体からの申立てにつきましては、平成二十九年末の時点で申立てにつきましては、平成二十九年末十九件がその手続を終えているところでござります。

ADRセンターにおきます和解仲介の手続は公表中立の立場から行われており、個人情報が含まれることなどから、従来から原則非公開とし

ております。したがつて、個別の事案に関する具体的な内容についてはお答えは差し控えさせていただきます。

なお、地方公共団体が申し立て、和解が成立したものの中うち三件の事案につきましては、原子力損害賠償紛争審査会の総括委員会におきまして公表することが適當と認められ、当事者双方の御意見を伺つた上でホームページにおいて公表されています。

○木戸口英司君 和解というとお互に納得したよう聞こえるわけですが、特に人件費や風評被害対策事業費などについて自治体の考え方方が全て認められたわけではありません。早期解決を得た自治体側が、和解案に一部不満はあるものの、これを尊重し譲歩しているというのが現状です。

自治体は、国の取組以上に放射線影響対策を講じるなど、被害者に寄り添つた支援を続けております。現在も続けているわけです。したがつて、自治体からのADRに当たつては、原発事故がなければ自治体が負担する必要のなかつた費用について、これも住民の負担でありますから、自治体の主張を最大限尊重し認めていただきたいと考えます。しかし、紛争解決センターを所管する文科大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(林芳正君) ADRセンターは、原子力事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求につきまして、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決する、これを目的として設置された公的紛争解決機関でございます。具体的には、中立かつ公正な立場の仲介委員が、申立て人と相手方の双方から意見を丁寧に伺つて、和解案を提示するなどして当事者間の合意、和解契約の成立による紛争解決を図つております。

今先生からお話をあつた自治体からの申立てにつきましても、当事者の意見を丁寧に伺いながら、公正かつ適正な和解が成立するよう、和解仲介手続を適切に進めてまいりたいと思つております。

○木戸口英司君 まあ、ちょっと、ないという当事者の意見を丁寧に伺いながら、公正かつ適正な和解が成立するよう、和解仲介手続を適切に進めます。

今戸口君がおっしゃったように、和解契約の成立による紛争解決を図つております。

今先生からお話をあつた自治体からの申立てにつきましても、当事者の意見を丁寧に伺いながら、公正かつ適正な和解が成立するよう和解仲介手続を適切に進めていくと、これが重要であると考へております。

○木戸口英司君 ちょっともう一度、重ねて聞かせていただきます。

岩手県における第二次ADRについて、東電は県との和解契約は締結したものの、市町村等に対しては和解案の受諾拒否に言及しながら激しく反対し書面で提出しておりますが、紛争解決センターに対し口頭による判断理由の説明を求めて期日を設定するなど、和解に向けた審理を著しく遅延させているというのが現状です。

県との和解には応じるが市町村等との和解には応じないという東電の態度は、相手との力関係や損得勘定を計算しているよりも感じられ、弱者の足下を見るような態度として受け止められます。これは看過し難いと考えますが、文科大臣、この状況をどのようにお考えか、見解をお伺いいたします。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げましたように、東京電力に対しても、三つの誓いを遵守して、被害者の方々に寄り添つた賠償を一層進めていたがよう要請を行つてあるところでございまます。

今委員から御指摘があつた、東京電力が県との和解には応ずるが市町村等との和解には応じないというような態度を取つてゐるということにつきましては、東京電力を所管しております資源エネルギー庁に確認をしたところ、そうしたような事実がないというような回答をいただいております。

いずれにしても、ADRセンターにおいては、当事者の意見を丁寧に伺いながら、公正かつ適正な和解が成立するよう、和解仲介手続を適切に進めます。

○木戸口英司君 まあ、ちょっと、ないという当事者の担当の方とも私も直接話をし、また県の方の状況も改めて聞いてみたいと思います。

これまで述べてきたように、ADRにおける東電の対応は極めて限定的、手続は長期化しており

ます。最近では、訴訟が係属していることを理由に和解案の諾否を留保する事例が散見されていると、訴訟での解決を待たなければ紛争解決センターにおける和解仲介手続が進められないということになり、迅速かつ適正な解決を目指すセンターの存在意義に關わってくると考えます。

日本弁護士連合会は、ADRにおける東電の不当な和解案諾否留保に抗議するとともに、被害者救済の観点から、センターの和解案の提示に加害者側への裁定機能を法定し、被害者は裁定に拘束されないが、東京電力側が一定期間内に裁判を提起しない限り、裁定どおりの和解内容が成立したものとみなすことなどを求めております。制度の見直し案ですね。

人々のADRに対する期待が東電による和解案の拒否によって裏切られている中で、日弁連の提案のよう、紛争解決センターにある程度の強制力をを持たせなければADR制度は機能不全に陥り、被害者救済が難しくなる可能性があると考えますが、ADR制度の、こうした提言も踏まえ、見直しに向けた文科大臣の御所見があればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 原子力損害賠償制度の見直しにつきましては、内閣府の原子力委員会に設置されました原子力損害賠償制度専門部会において議論がなされておりまして、ADRに受諾義務を導入する場合、拘束力のある手続を利用することを望まない紛争当事者が和解仲介手続の利用をちゅうちょし、紛争解決の迅速性や簡易性が損なわれて、結果として被害者の早期救済の妨げとなるのではないかという懸念がある。また、原子力事業者が半強制的に応諾せざるを得ない状況となり、それにより原子力事業者の裁判を受ける権利が制限されることになるのではないかといったような専門委員の意見が示されています。

現在のADRセンターにおける和解仲介手続は、この平成二十一年末時点において、これまで終了した約二万一千件のうち約一万七千件の和解が成立をしておつて、その役割を果たしておると

見えます。最近では、訴訟が係属していることを理由に和解案の諾否を留保する事例が散見されていると、訴訟での解決を待たなければ紛争解決センターにおける和解仲介手続が進められないということになり、迅速かつ適正な解決を目指すセンターの存在意義に關わってくると考えます。

日本弁護士連合会は、ADRにおける東電の不当な和解案諾否留保に抗議するとともに、被害者救済の観点から、センターの和解案の提示に加害者側への裁定機能を法定し、被害者は裁定に拘束されないが、東京電力側が一定期間内に裁判を提起しない限り、裁定どおりの和解内容が成立したものとみなすことなどを求めております。制度の見直し案ですね。

人々のADRに対する期待が東電による和解案の拒否によって裏切られている中で、日弁連の提案のよう、紛争解決センターにある程度の強制力をを持たせなければADR制度は機能不全に陥り、被害者救済が難しくなる可能性があると考えますが、ADR制度の、こうした提言も踏まえ、見直しに向けた文科大臣の御所見があればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 原子力損害賠償制度の見直しにつきましては、内閣府の原子力委員会に設置されましたが、ADR制度の、こうした提言も踏まえ、見直しに向けた文科大臣の御所見があればお伺いしたいと思います。

○委員長(高階惠美子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、赤池誠章君が委員を辞任され、その補欠として島田三郎君が選任されました。

○松沢成文君 希望の党の松沢成文でございます。今日は、東京オリパラ組織委員会の副事務総長の布村様にお越しいただきました。ありがとうございます。この委員会でも随分御活躍だったと思ふので、今日は自由闇達に、でも、かつ簡便に御答弁いただければ有り難いと思っています。

私は、東京オリパラ大会を成功に導くための準備、この準備が大切だということで、実はこの三年ぐらいずっと質問を繰り返してきていました。ですから、今日取り上げる問題も、実は歴代の文科大臣やオリパラ担当大臣にも聞いておりました。この準備が大切だということで、実はこの三年といふ年齢設定を設けておりますので、中高生の方々についてはまた別の形で大会に協力力をいただこうということで、詳細を今検討しているところです。

それから、当初、今年の三月に素案を公表した後、より幅広い意見を取り入れるべく、教育関係者、マスメディア、商工会議所、そして法曹関係者など、これは法律の方の法曹関係者でなければ外部有識者をメンバーとするボランティア検討委員会で検討を重ねてまいりました。

昨日理事会に御報告した要項の主な変更点をお伝えいたします。

一つ目は、活動日数や活動時間について弾力化の方向で見直しを行いました。活動日数についてあるそなんですが、まず、一つ目と二つ目

考えておりますので、引き続き、当事者双方の意見を丁寧に伺うことにより、和解案の受諾に向けて取り組むことが重要であると考えております。

○木戸口英司君 もう時間が来ましたので、この後また通告しておりますが、次に譲りたいと思います。

以上で終わります。

○委員長(高階惠美子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、赤池誠章君が委員を辞任され、その補欠として島田三郎君が選任されました。

○松沢成文君 希望の党の松沢成文でございます。今日は、東京オリパラ組織委員会の副事務総長の布村様にお越しいただきました。ありがとうございます。この委員会でも随分御活躍だったと思ふので、今日は自由闇達に、でも、かつ簡便に御答弁いただければ有り難いと思っています。

私は、東京オリパラ大会を成功に導くための準備、この準備が大切だということで、実はこの三年といふ年齢設定を設けておりますので、中高生の方々についてはまた別の形で大会に協力力をいただこうということで、詳細を今検討しているところです。

それから、当初、今年の三月に素案を公表した後、より幅広い意見を取り入れるべく、教育関係者、マスメディア、商工会議所、そして法曹関係者など、これは法律の方の法曹関係者でなければ外部有識者をメンバーとするボランティア検討委員会で検討を重ねてまいりました。

昨日理事会に御報告した要項の主な変更点をお伝えいたします。

一つ目は、活動日数や活動時間について弾力化の方向で見直しを行いました。活動日数についてあるそなんですが、まず、一つ目と二つ目

ちょっと併せますけれども、東京オリパラ大会では、十日以上と記しておりましたけれども、役割などによりまして十日間を下回る場合もあり得ることや、連続活動日数は五日以上という形であります。組織委員会の募集するボランティア、これは中高生のボランティアも含めてどれくらいの人数になるのか、そしてまた、東京都やその他の自治体も日発表された募集条件は前に発表したものと随分変更があつたようですが、組織委員会の議論の中でどのように変更されたのか。その二点、お伺いします。

○参考人(布村幸彦君) ありがとうございます。

先生お尋ねの大変ボランティアにつきましては、選手や観客などと直接応接する言わば大会の顔となる存在でございまして、組織委員会としては八万人の募集を計画してございます。また、観光、交通案内などを行います都市ボランティアと光形で、例えば東京都では三万人、埼玉県では五千四百人余りを募集する予定と聞いております。現在は、ボランティアとしては総数が十一万人以上、東京都以外の自治体についても今検討中でございますので、総数は十一万人以上となる見込みでございます。

なお、ボランティアにつきましては、十八歳以上という年齢設定を設けておりますので、中高生の方々についてはまた別の形で大会に協力力をいただこうということで、詳細を今検討しているところです。

○松沢成文君 私、この委員会でも、ボランティアというのは決して無償で働いてもらう、無償の労働という意味ではないと。やはり、自発的な意思を持って奉仕活動をやってもらうというものが本来のボランティアである。そういう意味で私は、最低限の必要経費はきちんと保障してあげないとお金のある人しか参加できなくなるということで、私は、交通費と宿泊費は、全額といつてもなかなか難しいですから、一部負担、例えば定額負担ということを考えるべきだとこの委員会でも何度も訴えて、組織委員会の方にも伝わったのかもしれません。

今御答弁の中では、交通費が支給されるといいますけれども、どのような人にどのような方法でどれくらいの額が支給されるべきだとこの委員会でも度か訴えて、組織委員会の方にも伝わったのか

○参考人(布村幸彦君) お答えいたします。

一点、先ほど御説明した中で、ボランティアの連続活動日数を五日以上と申し上げてしまいまし  
たけれども、五日以内ということで訂正申し上げ  
ます。

それから、交通費の支給についてお答えいたし  
ます。

公表した募集要項におきましては、大会ボラン  
ティアとして参加いただける方全員に対しまし  
て、活動期間中における滞在先から会場までの交  
通費相当については一定程度支給するという形で  
明記をいたしました。過去大会では、都市の中を  
移動できる交通のカードを支給されていた例がござ  
ります。東京の場合、どういう対応が可能かど  
うかは関係機関と協議しながら検討してまいりた  
いというふうに考えており、一方で、ボランティ  
アに対しまして現金を支給するということは制度  
の趣旨になじまないというお声もいただいている  
ところでございますので、具体的な支給方法、額  
につきましては現在検討中でございますので、ボ  
ランティアに興味をいただいている方々に対し、  
適切なタイミングでお示しできるよう調整を進め  
てまいりたいと考えております。

○松沢成文君 交通費も、もちろん自宅からある  
いは宿泊している先から会場までというのもあり  
ますが、これ何度か研修に行かなきやいけないん  
ですね。それも遠隔地から、九州から、北海道か  
ら東京でのリーダーシップ研修とか、来なきや  
けない。これも全部目前となつたらかなりの交通  
費を負担できる人じやないとこのボランティアに  
参加できないということになりますので、しつか  
りとその辺りは検討していただきたいと思いま  
す。

それともう一つ、宿泊なんです。

これ、宿泊も遠隔地から東京の近くに宿泊して  
となると、東京の近くは物すごくホテル代、宿泊  
代がオリンピックの中は上がつていきます。  
じや、それを払えないというので、遠くに宿泊す  
るとなると、そのまた交通費や交通時間、通勤時  
間が掛かるわけですね。この宿泊についても、私

は何らかの支援を考えるべきだと思いますが、そ  
の辺りはいかがでしょうか。

○参考人(布村幸彦君) ボランティアの方々の宿  
泊施設についてですが、宿泊施設を自ら御負担い  
ただいてもボランティア参加の意向を示していた  
だけるという点では非常に有り難いお気持ちだと  
受け止めております。

この宿泊費負担につきましては、有識者会議に  
おきましても議論になりました。ボランティア  
間の処遇の公平性の観点も含めまして、実現が難  
しいというところ、また昨日公表しました募集要  
項ではボランティア御自身で御負担をお願いした  
ところでございます。なお、地方からでも参加し  
たいと考えていただける方々の負担を少しでも軽  
くしようということで、オリエンテーションある  
ものは説明会、研修は地方の十の会場で実施する予  
定でございます。また、宿泊状況の提供といつた  
ところは実施したいと今検討をしているところで  
ございます。

○松沢成文君 宿泊場所の提供等の支援は何らか  
の形でということで、是非ともお願ひします。

私が心配しているのは、組織委員会で八万人、  
それから東京都なんかも入れると十一万、そ  
れ以上のボランティアを集めるわけですよね。実  
は、平昌でもリオでもやはりボランティアが相  
当、途中で対応が悪いということ放棄してしま  
っている方が多いんですね。この八万あるいは  
十一万というのは過去のオリンピックにないもう  
相当なボリュームですから、これを集め切れるの  
かと、この皆さんを。あるいは、集まつたとして  
も余りにも対応が悪いので途中で辞めていくてし  
まつて大会が混乱するということも考えられます。

さて、二点目であります。

平昌五輪や世界卓球選手権での、私は、過度な  
政治介入は非常に問題だと思っています。もう御  
承知のとおり、平昌五輪では、大会の直前に韓国  
の大統領の提案で北朝鮮との話が進んで、それを  
I.O.C.のパッハ会長も支援するという形で、ス  
ケート、スキー、そして女子アイスホッケーで急  
に北朝鮮の参加が決まりました。特にチームプ  
レーのアイスホッケーでは、南北統一チームとい  
うことで決まりました。実はこのチームと  
日本も対戦をしたんですよ。力の差があつて日  
本勝てたからよかつたですけれども、急にルール  
が変更され、二十二人しかベンチ入れないのに  
南北合同チームは三十何人入れる、これじゃ、  
ルールを守つて公正公平に大会を運営しなきや  
けないのに、こんなことが許されていいのかとい  
うことです。

もう一つは、四月から五月に行われた世界卓球  
選手権、スウェーデンだったと思いませんけれど  
も、これはもっとひどくて、大会が始まつて、  
準々決勝になつて韓国と北朝鮮が対戦することに  
なつたと。戦わないで準決勝に両方で行こうとい  
うことで、準決勝に行くと三位決定戦、ありません  
から、メダルは自動的に両チームに与えられるわ  
けですね。このチームと日本は準決勝で戦つたん  
です。石川佳純さんが本当にプレッシャーだった  
と。だって、チームの相手が急に変わるわけです  
から、強い人が入つてくるわけだから。こんな  
ルール無視のめちゃくちやなやり方はないんです  
よ。

私は朝鮮半島の平和も望んでいますし、南北が  
友好をオリンピックを通じて進めてもらおうのは大  
事です。それは開会式とか選手村のイベントとか閉  
会式で大いにやればいいの。こうやってスポーツ  
の大会で、ルールが決まって大会の条件が全部決  
まっていても、急に平和のためにという国際政  
治が入ってきてルールをめちゃくちやに壊して  
しまう。これに対して多少の異議申立てはしたんだ  
しょ、その場で。でも、強引に押し切られて、  
バッハ会長あるいは卓球連盟でやられちゃつてい  
ます。

承知のとおり、平昌五輪では、大会の直前に韓国  
の大統領の提案で北朝鮮との話が進んで、それを  
I.O.C.のパッハ会長も支援するという形で、ス  
ケート、スキー、そして女子アイスホッケーで急  
に北朝鮮の参加が決まりました。特にチームプ  
レーのアイスホッケーでは、南北統一チームとい  
うことで決まりました。実はこのチームと  
日本も対戦をしたんですよ。力の差があつて日  
本勝てたからよかつたですけれども、急にルール  
が変更され、二十二人しかベンチ入れないのに  
南北合同チームは三十何人入れる、これじゃ、  
ルールを守つて公正公平に大会を運営しなきや  
けないのに、こんなことが許されていいのかとい  
うことです。

もう一つは、四月から五月に行われた世界卓球  
選手権、スウェーデンだったと思いませんけれど  
も、これはもっとひどくて、大会が始まつて、  
準々決勝になつて韓国と北朝鮮が対戦することに  
なつたと。戦わないで準決勝に両方で行こうとい  
うことで、準決勝に行くと三位決定戦、ありません  
から、メダルは自動的に両チームに与えられるわ  
けですね。このチームと日本は準決勝で戦つたん  
です。石川佳純さんが本当にプレッシャーだった  
と。だって、チームの相手が急に変わるわけです  
から、強い人が入つてくるわけだから。こんな  
ルール無視のめちゃくちやなやり方はないんです  
よ。

私は朝鮮半島の平和も望んでいますし、南北が  
友好をオリンピックを通じて進めてもらおうのは大  
事です。それは開会式とか選手村のイベントとか閉  
会式で大いにやればいいの。こうやってスポーツ  
の大会で、ルールが決まって大会の条件が全部決  
まっていても、急に平和のためにという国際政  
治が入ってきてルールをめちゃくちやに壊して  
しまう。これに対して多少の異議申立てはしたんだ  
しょ、その場で。でも、強引に押し切られて、  
バッハ会長あるいは卓球連盟でやられちゃつてい  
ます。

私は、組織委員会にお願いしたいのは、これは  
I.O.C.の問題だからJ.O.C.からとなるかもしれません  
せんが、次のオリンピックでこういうことが起き  
る可能性はあるんです、というのは私はかなり高  
いと思います。南北の朝鮮始めとする極東の国際  
政治だってまだまだ動きますよ。そういう中でオ  
リンピックをうまく平和の祭典に利用しようとい  
うことで、それでまあ南北統一チームを作っちゃえ  
と、その方がみんな喜ぶだろうの乗りでやられ  
ちゃつたら、困るのは組織委員会ですからね。オ  
リンピック成功できなくなっちゃいますよ。

ですから、私は、森会長に是非とも伝えていた  
だきたいんですが、これはI.O.C.なり世界卓球連  
盟なりに抗議をするべきだ。南北の平和は大事だ  
と、応援したいと、でも、途中でルールを変えた  
りするめちゃくちやなことは一切東京オリンピック  
ではやつてくれるなど、そうしないと東京オリ  
ンピック成功できません。それをまずどう考える  
かということ、ちゃんと森会長に伝えていただ  
けますでしょ。

○参考人(布村幸彦君) お答えいたします。

平昌大会における北朝鮮選手団の参加につきま  
して、競技運営の観点での公平性に関する課題と  
いうものがあつたことは承知しておりますけれど  
も、この北朝鮮チームの参加あるいは合同チーム  
の形成につきましては、国際オリンピック委員  
会、また平昌の組織委員会、そして韓国、北朝鮮  
の四者による調整の結果、決定されたものと承知  
しております。東京の組織委員会としては、現時  
点ではそのコメントは差し控えさせていただきました  
いと存じます。

また、今後、二〇二〇年大会に向けましても、  
引き続き、開催都市契約にのつとり、オリンピック  
憲章を遵守し、各國あるいは各地域のアスリー  
トの参加の準備を疎々と準備を重ねていただけ  
でございます。

また、二〇二〇年大会に向けて、先生御指摘の  
点につきましては会長にも報告をさせていただき  
ます。

ありがとうございました。

○松沢成文君 私は、オリンピック憲章違反だと思いますが、もちろん平和の祭典で平和を目指すのは当たり前の話ですが、途中でルールを変えたので、是非とも、森会長はよくバッハ会長と仲いいと御自慢されていますが、仲いいのであれば言うべきことは言うべきです。おかしいことはおかしいとしつかり言つていかないと、私は東京大会で同じようなことが起きたときに何にも説得力ないと思いますから、森会長に是非とも松沢からだということでお伝えいただきたいと思います。

次、暑さ対策についてなんですが、暑さ対策についても組織委員会の方で様々取り組んでいます。

私は知っています。そこには敬意を表します。私がお伺いしたいのは、環境省が運動に関する指針

で暑さ対策、WBGTですねこれ、湿度と温度と両方併せて熱中症になりやすいのはどういう暑さなのかという、簡単に言えば指数なんですね。

それで、三十一度、これ気温でいうと三十五度以上ですよ、暑さ指数三十一度以上は特別の場合以外は運動を中止すべきという警告を出すわけですね。

さあ、私は、七月下旬から八月上旬の東京オリンピック、暑さ指数が三十一度を、この七月、八月の二か月で半分ぐらい、あるいは半分を超える

会場が、ゴルフの霞ヶ関、東京国立競技場、それから味の素スタジアム、埼玉スタジアム、日産スタジアム、これみんな、暑さ指数が半分以上三十超えるんですね。それは選手は鍛えているからいいですよ、でも、選手だってもう最悪のコンディションですが。

ここに来る観客、ギャラリーの皆さん、このまま競技を続行させて、その場にいて熱中症でばたばた倒れていくということは私は可能性としてはあると思うんですけれども、この環境省の暑さ指

数三十一度の運動は中止すべきという警報が出たときに、組織委員会はどう対応をされるんでしょ

うか。それで、もしここで競技を続行した場合に、その場において熱中症で倒れて万が一死傷者の場合はどこが責任を取るんでしょうか。これは

あります。

は、

せんの

で、

は、

の措置を講じた上で、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有することとしております。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、国や日本アンチ・ドーピング機構と連携し、ドーピング防止活動の中核的な機関として積極的な役割を果たすものとすることとしております。

第三に、スポーツ競技会運営団体の努力、関係者相互間の連携、協働及び地方公共団体の努力義務について定めることとしております。

第四に、文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めなければならないこととしております。

第五に、ドーピング防止活動の推進に関する基本的施策として、人材の育成及び確保、研究開発の促進、教育及び啓発の推進、関係機関との情報の共有、国際協力の推進等の施策を講ずることについて定めることとしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国との関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討条項を定めることとしております。

最後に、本案は、平成三十一年十月一日から施行することとしております。

次に、平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案について御説明申上げます。

平成三十一年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会につきましては、国有財産の無償使用等の特別の措置が講じられております。また、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会につきましても、寄附金付郵便はがき等の発行の特例等の特別の措置が講じられております。

これらの特別の措置は、大会の円滑な準備及び運営に資する観点から講じられたものであります。

本案は、円滑な準備及び運営の更なる充実のため、国際オリンピック委員会等からの求めや、近畿地方のオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会における対応状況を踏まえ、特別の措置を追加するものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の改正であります。

具体的には、電波法の特例として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開会式前日等について、国内外要人や大会会場関係者の安全、円滑な輸送及び警備と経済活動や日常生活の両立を図るため、国民の祝日にに関する法律の特例として、平成三十一年に限り、海の日を七月二十三日に、体育の日を七月二十四日に、山の日を八月十日にすることとしております。

第二に、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の改正であります。

具体的には、電波法の特例として、ラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会についても、無線局の免許登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定について改正することとしております。

第三に、本案は、公布の日から施行することとしております。

なお、本案施行による減収見込額は、約三十一億円と見込まれております。

以上が両案の趣旨及び内容であります。

何とぞ御賛同くださいますようよろしくお願ひ申上げます。

○委員長(高階恵美子君) 以上で四案の趣旨説明の聽取は終わりました。

○委員長(高階恵美子君) 次に、スポーツ基本法の一部を改正する法律案及び国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案について、提出者衆議院文部科学委員長代理浮島智子君から順次趣旨説明を聽取いたします。浮島衆議院文部科学委員長代理。

○衆議院議員(浮島智子君) スポーツ基本法の一部を改正する法律案及び国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

まず、スポーツ基本法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組むことで、自己実現が図られ、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会を実現することが目標とされており、前向きで活力ある社会を実現することが目標とされています。

そのような中、世界中のあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を好機と捉え、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、スポーツを通じて、世界各国と協調していく観点から、世界的に広く用いられているスポーツの語を基本的に用いることが望ましいとされています。

そこで、本案は、国民体育大会の名称を国民スポーツ大会に改めるとともに、現在の実態に合わせ、公益財團法人日本体育協会の表記を公益財團法人日本スポーツ協会に、財團法人日本障害者スポーツ協会の表記を公益財團法人日本障害者がスポーツ協会に改めることとしております。

なお、本案は、国民体育大会の名称の変更については平成三十五年一月一日から、公益財團法人日本体育協会及び財團法人日本障害者スポーツ協会の表記の変更については公布日から、それぞれ施行することとしております。

次に、国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

近年、スポーツは、個人の健康の保持増進や人の

格形成に寄与するのみではなく、人と人との交流の促進による地域社会の活性化や経済の発展など大きな社会的影響力を有するようになってきております。

世界的に見ても、国際オリンピック委員会のオリンピック憲章において、オリンピック精神の目的がスポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることとされているなど、スポーツは、個人の営みの範疇を超えて、社会をより良く変えていく原動力として捉えられています。

他方、国民の祝日である体育の日は、これまで五十年余りにわたり広く国民の間に定着し、国民がスポーツに親しむ契機となり、我が国のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきたところであります。

このような中、平成三十一年にオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が東京で開催され、世界中の人々がスポーツのために我が国に集うこの好機に、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、世界各国と協調していくことが期待されています。

そのような観点から、学校教育としてイメージの強い体育の語を用いている体育の日の名称について、世界的に広く用いられているスポーツの語を用いて、スポーツの日と改めることができます。

そこで、本件は、体育の日の名称をスポーツの日に改めるとともに、スポーツの日の意義について、「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。」ものとすることとしております。

なお、施行期日は、平成三十一年一月一日とすることとしております。

以上が両案の趣旨及び内容であります。

何とぞ御賛同くださいますようよろしくお願い申上げます。

○委員長(高階恵美子君) 以上で四案の趣旨説明の聽取は終わりました。

○委員長(高階恵美子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大島九州男君が委員を辞任され、その補欠として柳田稔君が選任されました。

○委員長(高階恵美子君) これより四案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉良よし子君 日本共産黨の吉良よし子です。提案のあった四案のうち、今日は時間にも限りがありますので、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法案について伺つていきたいたいと思います。

ドーピング防止活動やドーピング違反した選手らの制裁については、世界アンチ・ドーピング機構、日本アンチ・ドーピング機構の規定に沿つてスポート界の中でも自主的に進められております。

そうした下で、スポーツ基本法第二十九条においても、ドーピング防止に関する教育や啓發、防止活動の体制整備などを講じており、スポーツにおけるドーピングは許されないという合意はあると思うのですが、本法案でドーピング違法化の規定を盛り込むとしたのはなぜなのか、お答えください。

○衆議院議員(馳浩君) この法案は、第四条から第七条までに責務規定等を置いてございます。

ドーピングの防止を推進する上で一番重要な役割を担うのはスポーツ選手本人であるところ、スポーツ選手の責務の実質は、まさにドーピングを行わないことであると言えます。

そこで、御指摘のとおり、日本国内におきましてもスポーツにおけるドーピングは許されないという合意ができるところであります。ドーピング行為の禁止規定を置いて、確認的にドーピングが違法であることを明確化したところであります。

○吉良よし子君 禁止規定を置いて明確化と、違法行為であることを明確化ということではあります。

すけれども、立法化段階の中ではドーピングに対する刑罰化についても議論がされたと伺つております。

されど、ドーピングの違法化明確にするということになれば、ドーピング防止の自主的な取組に対して政治が口を挟むことにつながりかねないので、そういうこともあるということを指摘したいと思います。

また、本法案については、東京オリパラに当たりIOCなどからドーピング防止のための情報の共有などへの協力体制を求められていて、それを

しかし、世界各国では必ずしもこのドーピング防止活動を法制化しているわけではありません。

そこで、この十五条について提案者にまた聞きたいんですけども、この十五条では、行政機関・日本スポーツ振興センター、日本アンチ・ドーピング機構や世界アンチ・ドーピング機構などとの間で、スポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図ること、さらに、文科大臣は必要な情報の共有を図ること、お答えください。

この第十五条に言う情報の共有というのとは誰のどのような情報を共有するのか、お答えください。

○衆議院議員(馳浩君) この法案の第十五条第一項では、スポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図ると規定しているところ、この法案

第一条第三項では、スポーツにおけるドーピングとは、禁止物質の国際競技大会等出場スポーツ選手に対する使用その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させると認められる行為、禁止物質の使用等の目的でこれに用いられる薬品その他の物品を所持する行為、ドーピングの検査を妨げる行為その他の国際規約に違反する行為として文部省令で定める行為をいうと定義をしております。

したがって、本法案第十五条に言う情報の共有とは、具体的には、例えば国際競技大会等出場スポーツ選手の禁止物質の使用の情報などを共有することがこれに当たるものと考えております。

なお、本法案第一条第三項に規定のある文部省令については、スポーツにおけるドーピングの防

止活動を検討していくべきと考えてあります。

なお、同項に基づいて、本人の同意なく情報の提供を求めることができるようになるもの以外にもドーピングの防止のために重要な情報が存在します。また、過去ドーピング違反をした選手や支援者らの入国情報、出国情報、税関の情報などを国やJSC、JADA、競技団体等と共有するといふことは想定し得るということでよろしいでしょうか。

○吉良よし子君 個人情報保護法に基づく場合もあると言いつつも、眞に必要なものは、限定的にあるけれども、本人の同意なく共有できるようになるのがこの法案だというお話をたとえています。そこで、法案提案者に再度伺いますけれども、この第十五条に言う情報の共有というのとは誰のどのような情報を共有するのか、お答えください。

○衆議院議員(馳浩君) この法案の第十五条第一項では、スポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図ると規定しているところ、この法案

第一条第三項では、スポーツにおけるドーピングとは、禁止物質の国際競技大会等出場スポーツ選手に対する使用その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させると認められる行為、禁止物質の使用等の目的でこれに用いられる薬品その他の物品を所持する行為、ドーピングの検査を妨げる行為その他の国際規約に違反する行為として文部省令で定める行為をいうと定義をしております。

したがって、本法案第十五条に言う情報の共有とは、具体的には、例えば国際競技大会等出場スポーツ選手の禁止物質の使用の情報などを共有することがこれに当たるものと考えております。

なお、本法案第一条第三項に規定のある文部省

想定しております。第十五条第一項で共有される情報は、この国際規約に違反する行為に関する情報が基本になるものと考えております。

○吉良よし子君 國際規約に準ずる中身だというお話をたとえますけれども、では、法律施行後の担当となる大臣にも伺いたいと思います。例えば、過去ドーピング違反をした選手や支援者らの入国情報、出国情報、税関の情報などを国やJSC、JADA、競技団体等と共有するといふことは想定し得るということでよろしいでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 今回のインテリジェンス共有の仕組みにおきましては、あくまでもドーピング防止活動に必要な情報を共有することが目的でございまして、本法案第十五条第二項に基づまして、本人の同意なく共有される情報につきましては、先ほどお答えがあつたとおり、税関での荷物検査や入管での入国情報などに関する情報が想定されると考えております。

このため、委員御指摘の要配慮個人情報の収集や共有、基本的には想定されないと考えております。ただし、委員御指摘の要配慮個人情報の収集は、先ほどお答えがあつたとおり、税関での荷物検査や入管での入国情報などに関する情報が想定されると考えております。

○吉良よし子君 先の質問にも答えていただいたんですけれども、入国情報などの想定し得るけれども、私は、次で、人種や病歴、犯罪の経歴といった要配慮個人情報も含まれるのかと伺おうと思つたんですけれども、それは一応想定はされないというお話をたとえうんできれども、ただ、それはやはり全部省令なんですね。国会で議論されないと、いう話になつて、いると思うんですね。

極めて限定的と言いますけれども、やはりいつも非常にプライバシーに関わる個人情報、出入国の情報、税関の情報などが本人同意なく共有されるわけである。それが国会等での議論を得ることなく、選手や支援者始め国民には知らされることなく、どこかで、どこで、どこの定、国とかJSC、JADAなどと言われていますけれど、それが共有されているかというの本人

には全く分からぬまま共有されてしまう。そういう中では、こうした共有する情報、共有する機関、限定されず無限に広がっていくんじやないかという懸念がやっぱり湧いてくるわけなんですか。それとも、その点、提案者、いかがでしようか。

○衆議院議員(馳浩君) まず、この法案の第十五条に言う情報の共有等については、ドーピング防止活動を推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与するといふ本法案の目的に必要な範囲に限つて行われるものであります。また、この同条第二項におきましても、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき規定しております。

次に、対象となる情報については、スポーツにおけるドーピングに関する情報と定めているところ、スポーツにおけるドーピングについては第二条第三項において明確に定義を置いております。加えて、情報を共有する機関、いわゆるセンター、JADA、WADA等についても第十五条に限定的に列举されております。

以上のとおり、議員の御懸念のように、共有する情報や機関が無限に広がっていくことのないよう、本法案において措置をしております。

なお、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとしておりまして、その機会に国会等で御議論いただくことも可能であると考えております。

○吉良よし子君 国会で議論することも可能であると極めて限られたということはおっしゃっています。けれども、やはり私、一例としてであります。吉良よし子君が国会で議論することも可能であると考えております。

○吉良よし子君 とても、出入国情報だとか税関の情報だとか、非常にプライバシーに関わる重要な情報が一定の範囲で共有されてしまうところには非常に懸念があるわけで、情報の漏えい、目的外使用などを食い止める歯止めはどうしても必要だと思うんですけれども、文科大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 本法案の第十五条第一項

におきまして、文部科学大臣が関係行政機関の長に対して協力を求めることができる場合につきまして、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときと歯止めが掛けられているため、御懸念のよう共に、共有できる個人情報の範囲が際限なく広がるというのではなく、あくまでドーピング防止活動の推進に真に必要な場合に限定されるものと考えております。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関しては、個人情報の保有、利用及び提供に関する様々な制限が課されておりまして、今回のケースにおいてもそれらの制限に何ら変更があるものではないため、既存の仕組みの中で一定の歯止めが掛けられているものと承知をしております。

今後、関係行政機関との情報共有に関する具体的かつ詳細の事項は、基本方針の策定におきまして文部科学大臣が関係行政機関の長と協議しながら定めていくことになると考えておりまして、その際には、既存法の趣旨にのつとつて適切に定めてまいりたいと考えております。

○吉良よし子君 既存の個人情報保護法によって一定定められているので大丈夫というお話をだつたと思うんですけども、ただ、アンチ・ドーピング体制の構築に関わるタスクフォースなどでは、中間報告の中でも、やっぱり行政にかかわらず様々な民間団体も情報を共有する中で、特例的な対応も必要じゃないのかと、そういう指摘もあつたと思っておりますし、また、本法第十五条では、やはり、そういうことはおっしゃつてます。

○委員長(高階恵美子君) 他に御発言もないようですから、四案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより四案について討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより順次四案の採決に入ります。

まず、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高階恵美子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、スポーツ基本法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高階恵美子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大野泰正君から発言を認められておりますので、これを許します。大野泰正君。

○大野泰正君 私は、ただいま可決されましたスポーツ基本法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、公明党、国民民主党、新緑風会、立憲民主党、民友会、日本維新の会、希望の会(自由・社会)及び希望の党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を好機とし、スポーツを通じた共生社会の実現を図る観点からは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することが期待されている。

このようなかつて、我が国の法令において、「障害者」の表記に、「害」の字が用いらされていることが問題との指摘もある。

戦前においては、「碍」の字が用いられる場合もあつたものの、戦後、当時の使用実態に基づき当用漢字表等において「害」の字のみが採用されたことを踏まえ、政府は、法令における「障碍」の語を「障害」に改めてきた。その後、当用漢字表の後継として、常用漢字表が定

置法の一部を改正する法律案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高階恵美子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、スポーツ基本法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高階恵美子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

められたが、「害」の字のみが採用され、状況に変化はなかつた。平成二十一年以降、政府においては、障害者制度改革の審議を開始し、「障害」の表記の在り方についても審議がなされた。しかし、様々な表記がある中、特定の表記に決定することは困難であり、国民、特に当事者である障害者の意向を踏まえ、今後において検討することとされたところである。

「害」の字を、人に対しても用いることが不適切であるという考え方もあり、中国、韓国、台湾等の東アジアの漢字圏においては、「害」の字は用いられておらず、我が国が障害者政策の面でリーダーシップを發揮するに当たつても、早急な検討が必要である。

本法においても、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記について、実態に合わせ、会が交ぜ書きを採用した理由としては、活字の「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めることとしている。この点について、同協会が交ぜ書きを採用したことへの期待が挙げられている。

以上を踏まえ、政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の意向を踏まえて、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。

以上でござります。

右決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(高階恵美子君) ただいま大野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高階恵美子君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

○委員長(高階恵美子君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十五分散会

六月十一日本委員会に左の案件が付託された。  
一、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案(衆)

一、平成三十一年東京オリンピック競技大会特別措置法及び別措置法の一部を改正する法律案(衆)

一、スポーツ基本法の一部を改正する法律案(衆)

一、国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(衆)

法律案(衆)

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案

第三章 基本的施策(第十二条—第十六条)

○國務大臣(林芳正君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(高階恵美子君) 次に、国民の祝日にに関する法律の一項を改正する法律案の採決を行います。

○委員長(高階恵美子君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○國務大臣(林芳正君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(高階恵美子君) 次に、国民の祝日にに関する法律の一項を改正する法律案の採決を行います。

○委員長(高階恵美子君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

もつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

## 進に關する法律案

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

### 第一章 総則(第一条—第十一条)

### 第二章 基本方針(第十二条—第十六条)

### 第三章 基本的施策(第十二条—第十六条)

### 附則 第一章 総則

第一条 この法律は、スポーツ基本法(平成二十一年法律第七十八号)及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約(以下「国際規約」という。)の趣旨にのつとり、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国際的責任等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進し、もつてスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「国際競技大会等出場スポーツ選手」とは、国際競技大会等(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他)の国際的な規模のスポーツの競技会及び全国的な規模のスポーツの競技会をいう。第十五条第一項において同じ。)に出場し、又は出場しようとするスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。)をいう。

第三条 ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及び透明性が確保されるよう推進する公正性及びスポーツを行ふ者の心身の健康の保持増進が確保されることを旨として、推進されなければならない。

第四条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び自律性が確保されるよう推進されなければならない。

第五条 ドーピング防止活動は、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならない。

第六条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第七条 ドーピング防止活動は、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならない。

第八条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第九条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十一条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十二条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十三条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十四条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十五条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十六条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十七条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十八条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十九条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第二十条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第二十一条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

技大会等出場スポーツ選手に対する使用その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させると認められる行為(以下この項において「禁止物質の使用等」という。)禁止物質の使用等に係る検査に関する計画の立案、国際競技大会等出場スポーツ選手からの検査の採取、当該検体の保管及び当該検体の輸送を含む。以下同じ。)を妨げる行為その他の国際規約に違反する行為として文部科学省令で定める行為をいう。

第五条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第六条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第七条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第八条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第九条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十一条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十二条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十三条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十四条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十五条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十六条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

第十七条 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公正性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

二九

ボーッ選手が属するチームの業務に従事する者、国際競技大会等出場スポーツ選手に対し医療を提供する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は不正の目的をもつて、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにはスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。

## (国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのつとり、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (日本スポーツ振興センターの役割)

第六条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、国及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。以下「日本アンチ・ドーピング機構」という。）と連携し、ドーピング防止活動における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。（スポーツ競技会運営団体の努力）

第七条 スポーツ競技会運営団体は、基本理念にのつとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協働）  
第八条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るために、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

## (地方法令の努力義務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、ドーピング防止活動の推進に関

する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針

第十一条 文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条において「基本方針」といいう。）を定めなければならない。

2 基本方針は、ドーピング防止活動を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第三章 基本的施策

（人材の育成及び確保）  
第十二条 国は、ドーピングの検査を行う者、これを補助する者その他のドーピング防止活動を担う人材の育成及び確保が図られるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の促進）  
第十三条 国は、大学その他の研究機関が行うドーピング防止活動に関する研究開発を促進するためには必要な施策を講ずるものとする。

（教育及び啓発の推進等）  
第十四条 国及び地方公共団体は、ドーピング防止活動に関する国民の理解と関心を深めるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第十五条 国は、我が国における国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、国の行政機関、セントラル、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施

策を講ずるものとする。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正する。

（施行期日）  
附則  
1 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

## (検討)

2 政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国

の在り方を含めて検討を加え、その結果に

に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東

京パラリンピック競技大会特別措置法及び平

成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別

措置法の一部を改正する法律案

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東

京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改

正

## 第三章 国民の祝日

## 二〇〇

委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

本則に次の一章を加える。

第四章第二節の次に次の一節を加える。  
第一節の一 電波法の特例

「 第一節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第十五条)  
第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第十五条)」

第五章 第二節の二 電波法の特例(第十五条の二)

三節 組織委員会への國の職員の派遣等(第十六条第一項～第二十八条)に改める。

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

」

第四章第二節の次に次の一節を加える。  
第一節の一 電波法の特例

「 第一節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第十五条)  
第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第十五条)」

第五章 第二節の二 電波法の特例(第十五条の二)

三節 組織委員会への國の職員の派遣等(第十六条第一項～第二十八条)に改める。

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

第五章 第二節の二 電波法の特例(第十五条の二)

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

本則に次の一章を加える。

第五章 第二節の二 電波法の特例(第十五条の二)

三節 組織委員会への國の職員の派遣等(第十六条第一項～第二十八条)に改める。

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

」

第五章 第二節の二 電波法の特例(第十五条の二)

三節 組織委員会への國の職員の派遣等(第十六条第一項～第二十八条)に改める。

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

本則に次の一章を加える。

第五章 第二節の二 電波法の特例(第十五条の二)

三節 組織委員会への國の職員の派遣等(第十六条第一項～第二十八条)に改める。

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

」

第五章 第二節の二 電波法の特例(第十五条の二)

三節 組織委員会への國の職員の派遣等(第十六条第一項～第二十八条)に改める。

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

三節 国民の祝日に關する法律の特例(第二十九条)

七十八号) 第一条に規定する国民の祝日をい

う。) に関する同法の規定の適用については、

同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山

の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条体育の日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とす

る。

(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特

別措置法の一部改正)

第二条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大

会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第二条)」を「第一章 寄附金付郵便葉書等

第一章の二 電波法の特例(第

の発行の特例(第二条)  
二条の二)」に改める。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 電波法の特例

第二条の二 電波法(昭和二十五年法律第百三

十一号) 第百三条第一項(第一号から第三号

まで、第六号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)並びに第百三条の二第一項、第五項及び第六項の規定は、組織委員会には、専らラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約三十一億円である。

スポーツ基本法の一部を改正する法律案

スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

国民スポーツ大会」を「国民体育大会」を

民スポーツ大会」に改め、同条第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、「公益財團法人日本スポーツ協会」を「公益財團法人日本障がい者スポーツ協会」に改め、「財團法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財團法人日本障がい者スポーツ協会」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定

第三十三条第一項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

害者スポーツ協会」を「公益財團法人日本障がい者スポーツ協会」に改め、同条第三項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「公益財團法人日本体育協会」を「公益財團法人日本障がい者スポーツ協会」に、「財團法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財團法人日本障がい者スポーツ協会」に改める。

第二十七条第二項中「財團法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財團法人日本障がい者スポーツ協会」に改める。

第三十三条第一項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、平成三十一年一月一日から施行する。

(スポーツ基本法の一部改正)

2 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条(見出しを含む)中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

(平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

3 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「体育の日の項」を「スポーツの日の項」に改める。

「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条体育の日の項を次のように改める。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条体育の日の項を次のように改める。

スポーツの日 十月の第一月曜 日

ス

ポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、

健

康で活

力ある社会の実現を願う。

平成三十年七月四日印刷

平成三十年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P